中近世移行期の兵法書にみる「国家」観

――防衛大学校所蔵『黄石公三略私抄』の翻刻と紹介―

福

島

金

治

キーワード:兵法書、三略、堯胤、豊臣秀吉

はじめに

中世人は「国家」のありかたをどのように考えていたのだろうか。筆者は兵法書にその一端があらわれていると考え兵法書の採訪か。筆者は兵法書にその一端があらわれていると考え兵法書の採訪の詳細な検討を行い、『三略』は『六韜』とともに室町期以降にもっとも読まれた兵法書で戦術などよりも治国用兵の術などを説いた点に特徴があり、菅原・清原家など博士家を中心に訓読・註釈などが行われたことなどを指摘した。

(3) (A-K083)。装丁は袋綴、法量は縦24・6 cm・横16・7 cm、楮紙。る(A-K083)。装丁は袋綴、法量は縦24・6 cm・横16・7 cm、楮紙。表紙には外題等が「黄石公三略私/堯胤之/今ハ宥信之」とあり、内題は「黄石公三略上中下私」、文末に「黄石公三略上中下私畢」とあり、『三略』の抄物と知られる。本文には朱点・訓点・朱合点とあり、『三略』の抄物と知られる。本文には朱点・訓点・朱合点が付され、以下のような識語がある。

獬翰不憚当用之間、類顕蟆調乱而巳、慶長第十玖載甲寅弥生下旬、書之、堯胤廿八載、哀哉々々、爰

みえる宥信は手沢者とみられるが、二人は密教僧と推察されるもの物で、堯胤は天正一五年(一五八七)ころの生まれとなる。表紙に27

本書は堯胤が慶長一九年(一六一四)、二八歳のときに著した書

る。

以下、本文を紹介することとしたい。

ない。 堯胤は豊臣政権の全国統一期に育ち、 を筆録した。 の、その出自や事蹟について他に確認できる素材を見いだしてい そのため本書には時代状況を反映した記述がみられ 大坂の役の直前に本書

『黄石公三略私抄』の作者とその性格

は次のような形式で叙述されていく。 『三略』の本文は「夫主将之灋」ではじまるが、『黄石公三略私抄』 は中国の秦代の黄石公に仮託され、張良に授けた書とされてきた。 略は徳行を差し、権変を審かにし、 田脩氏は 賢を賊うの咎めを明らかにする」 「上略は礼賞を設け、 は戦略の機微を上中下の三略に分けて論じたもので、 奸雄を別かち、 下略は道徳を陳べ、安危を察 目的で著述したもので、著者 成敗を著かにし、 中 岡

『・』夫ト、発タンノ言ハ也、『~』主ッ字ハ地水火風空」五大ヲ 主人ト云也 ツカサトル也、 人ョスル也、 此、主、字ョ、司ルト読也、人ョアマタツカサトルヲ 是ハ一筆『書の文字也、主人『ハ五大能のト、ノウ

に

教をベースにした理解となっている。これに対し、 『三略』の本文の一字、また熟語をまず取り出し注釈を施してい そして、「主」 を地水火空風の五大から説明しているように密 本書とほぼ同時

> 期の『三略捷抄』(京都大学所蔵)では、 以下のような理解となっ

ている。

君タル人、将軍タル人ノ法度トハト言心ゾ。 夫主将之法 夫トハ発端ノ字ゾ。主トハ君也。 将ハ将軍ゾ。 主

略 堯胤の本文を校訂した人物 釈し、『黄石公三略私抄』は「柔ハ能ヶ剛ヶ制ストハ、柔ヶニウワノ の表現もある。右の事情は、本書が草稿状態の本だった可能性と 述を『三略捷抄』に準拠してみていくと、「柔能制剛」(28) 道理也」と訓読し注釈している。ただし、『黄石公三略私抄』の した後に「ヤワラカニヨハキ者ハ、コワキツヨキ者ニカツゾ」と注 にオーソドックスな理解である。こうしたスタイルは一貫し、『三 と口語表現で締めている。そこでは「将は将軍である」と記すよう 「敵睦携之」(67)から「下々者務耕桒」(80)までが入り、 「・・トハ」と『三略』の本文を示して注釈を加え、末尾は 「信賢如腹心」(31)にもどっている。 方、本書は『三略』の本文を訓読して引用しているために、 の有名な文言「柔能制剛」の場合、『三略捷抄』は本文を引用 の本文をかかげ、 『三略捷抄』に引用された『三略』の本文を (宥信カ) がいたことを示していよう。 校訂の痕跡を『黄石公三略私 また「此間一丁ヲツル」 その後 の後に 本 叙

理解していたようだ。これらはテキストの質や著者の理解と関係し トヲシ」(86) などといった傍注にうかがえる。(8) ているようで、校訂を施した痕跡が「不肖ノイタス時、 示して述べていこう。「凡将」 マタエテツイニウツダラス」は「威権」 は「凡将」(115)を「乱将」、 327 を「成権」 「成^威権 路チノ とも

の本文の違いを示せば以下のようになる。 『黄石公三略私抄』と『三略捷抄』 の依拠した『三略

- 1 「物上押移ル」の 押 は、 「推」である 14
- 「動ったキ ハ軸随」 は、 時」は本文になく 而 であ る

2

16

の底本の文字は「蜜」である(18)。

3

「九夷ヲ密定」

の

密は

『三略捷抄』と同じだが、

略

- (5) 4 「礼ョ 貴」の 変スル者」の 「貴」は、 「変」は、 「崇」である (89)。 「反」である
- 6 「謀コト不」奪」 の 謀 は、 「計」である (78)。
- 7 政 ヲ取ル国 の 政 は、 「攻」である 200
- 9 の は、 荷 である (249)。

8

是ヲ国

が好の

奸

は、

「姦」である(23)。

- (10) 挙 措った 代り功ら の は、 「伐」である
- 伐」は誤りで底本は 代 「代」である。 この部分は『黄石公三略 25l ただし、

玉

- 私抄』は『三略』 の底本と同じだった。
- (11) 「岩穴ノ士」の 「岩」は、 「巌」である(263)。
- 「弁等」の「等」は、 「士」である 291
- (13) (12) 「賢人、地」ノツトル」の「人」は、 「者」である 312
- (14) 「過制ヲ造作スル則ハナルトイエトモナラスヤブル」

造

- 「告」である 362
- (15) は、 「大臣衆ヲ疑」の 衆 は、 「主」である

『三略』が写本、または抄物だった可能性があろう。 拠した『三略』の本文とは幾分異なる本だったとみてよかろう。 右の文字の異同からみて、『黄石公三略私抄』は清原家などが依 ⑫で「士」を「等」とした部分は誤読と推察され、 依拠し ま た

がある。 思えば、 民百姓ヲヨクヤシナヘゾ。 れに対し、 は君たるものは国内で国人らに給地を安堵して、よく統治しようと メント思い、民百姓 攻 さらに、『三略』の底本とは異なる意図的な改変とみられる部分 ノ民ヲヨクヤシナヘト云心ゾ」トある を「政」に改変して理解していることが明らかで、 ⑦ 「マッツッコ 民百姓に情けをかけることが大事であると述べている。 『三略捷抄』は ヲ取ル国トハ、 『能ク情ヲカケル政コトハ法度ナリ」の部分は、 又説ニ、 「他国ヲキリトラントヲモフ国ハ、 縦が其国が案堵シテ、 他国ヲセメトリタラバ、 200 他国を攻め取ろう 其国ッ能ヲサ その注 先ヅ ノ他

すんだ解釈となっている。

この点は⑤

「大臣衆ヲ疑トハ、

主人士卒『疑心アレ、ワキョリカタ

「政」と改変して理解し、前提の切り取るが統治の方向へ一段とす「攻」は「キリトル」という意味だった。『三略私抄』は「攻」をいうのは他国の民をよく養うことだ、と解釈しているのだからとする国は、まず民百姓をよく養うものであり、他国を攻め取ると

書也 三略私抄』は の点は『三略』の 忠実に解釈していた。 疑心を抱けば、 その臣下に疑いをもてば脇からよこしまな人々が現れると解釈して 私抄』は ゾ」と下々の者への心配りを重視するのに対し(4)、『黄石公三略 **ぐ〜ノモノマデニ心ヲクバリテ、** 重臣が民百姓を疑った場合の問題に切り替えたのである。 マシキ人アツマル」とも通じる。 、心ー書ッ侍ー読゙゙心サシトモ読也、主人ノ志ヲハ仏ノ行住坐臥ニ衆生ッ る。これに対し、『三略捷抄』は「大ナ臣下ガ主君ヲウタガエ 色々ノ悪人ガアツマルモノゾ」と注釈し 縦 ^昴子ノ子ヲハ白鯉魚ト云ハ十一ヒテ学文キワマル故ニ十一 「此志ヲハ主人ノコ、ロサシニスル也、 『三略捷抄』と理解をいちじるしく異にしていた。そ よこしまな人間が集まってくると『三略』の本文を 「通志於衆」という文を『三略捷抄』が「シタ 本来、君主と重臣の関係が本旨だったのに、 「主」を 惣ノカタジケナガルヤウニセヨ 衆 428 に改変し、 志上云字十一ノ心と 重臣が主人に 『黄石公 主人が

をさすと解釈している。こうした点から、『黄石公三略私抄』は僧の字義を白鯉魚という学問をきわめた侍に投影して、慈悲のある侍済土アルカゴトクアマネヶ通セヨト云義也」と注釈している。「志」

による『三略』の注釈書ということができる。

ようにみていたかを知りうる素材ということはできるだろう。 とはいえ、本書は豊臣政権期を生きた堯胤が世間をどの がは、『三略捷抄』に引く『三略』の本文とは少しく異なってい でのでするである。その際に底本とした『三略』、もしくはその は上の点から、『黄石公三略私抄』の著者堯胤は密教僧と考えて

『黄石公三略私抄』の主張

の他に「疏」がある。 引用文献は、漢籍らしいものに「語」、和書に「式条」「朗詠」、こ『黄石公三略私抄』の主張するところを検討してみたい。まず、

移りレ 三略為衰世作」について『三略捷抄』 なく、 に同一文言を確認できなかった。 『論語』とみていたようだ。ただし「君子不移怒」 「語」と記しての引用は、 怒り 本書に「語日」 トナリ」とある。 「語云」とみえる一一件のいずれも 語 186 の脇には とはいえ、 の注釈に は「シカル故ニ此三略 「論」と傍注しており、 313 「語語ニ云、 『三略』 は 『論語』 君子バ不い ハ末ノ 一には 一是故

下也、子ヲ以テ子タラヌ、道ヲ以テ子トスルト云道理也」と詳細に注 文では右のように「六韜」と明示せずに『六韜』から一文を引用し 韜二一頁)。『黄石公三略私抄』は末尾に 詞 釈している。右の詞は『六韜』「文韜」 。黄石公三略私抄』は「語『曰、天下^一人/天下『アラス、天下/天 「天下非一人之天下、 乃天下之天下也」からの引用とわかる(六 の「文師」にみえる太公の 『六韜』 の序文を記し、本

以上、

「語」の引用文一一件中五件は

『六韜』と判明した。

その

引用に際して原典の文章を逆にしている。

- ①の例と同様、 『六韜』からの引用は以下の通りである。
- 2 107 の注釈の 『六韜』「竜韜」の 「語ご日、 一人ヲ殺而万人ョ震者殺」之トア 「将威」にみえる「殺一人而三軍震

者殺之」が典拠である (六韜九九頁)。

3 アリト、恩ヲ重ネル主人ニ、死スルツワモノアリト云義也」 以テ禄ョ人ョ取ル則ハ、人ハ可」竭ト也、 (192) の注釈の 語三日、 以ヶ餌ョ魚ョ取ル則ハ、 『~』重賞/下ニハ死夫 魚バ可レ 殺ツ、 は、

人可竭」 が典拠である(六韜二一頁)。

文韜

の

「文師」にみえる「以餌取魚

魚可殺、

以録

側

は

『和漢朗詠集』

の源順の漢詩

「暴臣衰兮無虎狼」の一文を引用し

朗

4 斯ノ文段、先勢ヲ以 「六韜」 | 文韜」 20] の注釈の の 「語ご云、天下」 「盈虚」にみえる「存養天下鰥寡孤独」 ヶ多勢 = 勝ハタ、恩賞ヲシマサレ トコヤ マラファ マテン 孤独ヲ存養シトアリ、 ハ也」 が典 は

拠である(六韜二六頁)。

(1)

世ノ者ノ為ニツクツタゾ」と口語訳しているだけなのに対して、

(5) 頁)。ただし、 みえる「臣無富於君、 リ大イナルハ悪シト云儀也」は『六韜』「文韜」の 304 の注釈の 「語」日、 都無大於国」が典拠である(六韜三八 都、国ョッ大イナルハ悪シ、 「六師」に 臣ハ君 \exists

他六件は典拠を確認できていない。 定の書物をさして呼んだものではなかったようだ。 関わる部分を引用して補強している。このことから、 なるものへの訓戒を重視し、 ③④⑤でも恩賞と臣下の重視の姿勢に ①の「天下」にみるように主と 一語」とは特

ある。 の「一、惣地頭押妨所領内名主職」 貪ルハ身ョソコナウ、式条ニ所領¬内¬名主職ョ横が、スルトアリ」と トアリ」とみえ、 人□向トキ計□正直□フリヲスルコト、『○』式条□面□和ケ言□エーム の行き過ぎを戒める部分として引用した部分である。そして、 次に「式条」は、 詠 構虚言致讒訴事」 それぞれ には 朗詠 『御成敗式目』からの引用で、 360 『暴臣衰『唐狼ナシトアリ」の一文がある。 226 の冒頭 の注釈に「人ノ『ヿ』有へキ分領マテ我カ の注釈には「『ヿ』が見まりシテトハ、 「和面巧言」 からの引用である。後者は領主 の部分、 前者は二八条の 後者は三八条

する程度にとどめておきたい。

ある。ただし、『論語義疏』などからの引用かもしれないので摘録(E)

「法法

第十六に「下有疑心、

国無常経、

民力必竭、

数也」が

「三世」とは全く異なる。

たものと知られる。

の文が付加されている。この文と類似した文言には『管子』巻六長めの注釈をほどこした後に「疏"疑心アレ^其国サダカナラス」最後に「疏」をみておきたい。(翌)の「悪者^其^誅ッ受ク」に

我カ足ノキビスヲ見ァ、 っト云」と過去・現在・未来の三世と理解した。さらに「賢っヤブ 三世」の「三世 此太子悪人ナラント申、 ダイケ夫人「云人子ョモタス」、また、「仙人ト云人子「ナラント申 ル者、ワザワイ三世、及フ」と理解して、「害三世、及フト、古事イ 孫三世代マデヲヨブゾ」と子孫三世代と理解している(43)のに対 ている点は先に指摘した。そうした理解は『三略』の「傷賢者殃及 『彦"カケル足/キビスヲスコシキリテシスルコトモナシ、成人シテ 賢人ヲサ、エテ、ナガシツ、 夫人此仙人ヲコロス、ヤカテクワイ任アリ、亦博士申スヤウ^、 『黄石公三略私抄』が仏教的世界観から『三略』を注釈・ 『黄石公三略私抄』は の理解に顕著にあらわれている。『三略捷抄』は 何キズト申セハ、ソ、ト申ヤウ、夫人リワサ 此時、 「賢人ョアシクスレ´ワザワイ過現未ニ及 コロシツツタモノハ、ワザハイガ子 夫人タスケテ諸詮ナシトテ釼*ノ上 理解し

去は仙人、現在は太子、未来は夫人に宛てて理解しており、本来の係の経典などにみえる韋提希夫人に関わる説話を引いて、三世の過人、現在、太子、未来、夫人、是三世也」と注釈している。浄土関ナリト申、太子サテ、我、母、カタキ也トテ夫人ヲコロス、過去、仙

"ナキ国、天道ヨリ憐ナキ故」自落スル也」と強権的で慈悲のない国 ナキコトアシ」と述べて、侍身分を減らすことが、武士を官吏にし テ国ノ守護ニハスル也」と、 り、 は ていく上での要件と認識していた。このことは国家の経営と不可分 きだと説いた点にうかがえる。そして、 ものとし、 「道徳」を求めていく。 「国幹」を「幹ハハシラ-読也、 こうした見方の根本には慈悲の考え方があった。 「自落」すると説いている。こうした考えの結果、 侍を官吏と位置づけ 80 の (83)の「選士」では「イカニモ慈悲正直」侍ョエラン 「耕棄」の注釈では「アマリツヨクアマリコワク慈悲 「侍ト民ヲ見ハ也」と百姓を直接に管理する 登用する侍は慈悲深く正直者であるべ 縦 、侍、国, 玉 ノハシラノコトヲ也_)内 = 侍ヲ、ク百姓スク それは 統治する者に 86 の

は王者に劣ると説明するのだが、『黄石公三略私抄』では「覇者へいて、『三略捷抄』は覇者を中国斉の桓公、晋の文公をさし、覇者それは覇者への批判として現れ、(沼)の「覇者制士以権」につ

ョ三字中略シテ中刕ト云也、 家ョトマストハ、其国ノ人家~~富貴スルコト也」といい、 ウ方也」と記している。摂政・関白となる人物は謀略をなすと明言 縦△覇者ノ『○』論ヲナスハマダラト△、摂政関白トシテ功アラソイ 度"カナワスト」と覇者を摂政・関白にあてて権力を集約した人物 のない安全な国」 のすがたは、 トトハ、摂政関白タル人、カヤウ、謀リコトヲコソナスト云儀也 とした。また、 その原因は功を争うからだと述べている。 謀リコトマチへへ也、マダラハマチへへノコト、論ハアラソ (324) の「中州善国、 329 が「富貴」の基本だといっている。 の「覇者之略」の注釈では「覇者が謀リコ 此国ハ弓矢でナク安全ノ国也、『\』其ノ 以富其家」の注釈にみえる「是 その対極にある理想 一合戦

とができるだろう。近世社会の柱でもある徳治主義は、朱子学をはとができるだろう。近世社会の柱でもある徳治主義は、朱子学をはとができるだろう。近世社会の柱でもある徳治主義は、朱子学をはとができるだろう。近世社会の柱でもある徳治主義は、朱子学をはとができるだろう。近世社会の柱でもある徳治主義は、朱子学をはとができるだろう。近世社会の柱でもある徳治主義は、朱子学をはとができるだろう。近世社会の柱でもある徳治主義は、朱子学をはとができるだろう。近世社会の柱でもある徳治主義は、朱子学をはとができるだろう。近世社会の柱でもある徳治主義は、朱子学をはとができるだろう。近世社会の柱でもある徳治主義は、朱子学をはとができるだろう。近世社会の柱でもある徳治主義は、朱子学をはとができるだろう。近世社会の柱でもある徳治主義は、朱子学をはとができるだろう。近世社会の柱でもある徳治主義は、朱子学をはとができるだろう。近世社会の柱でもある徳治主義は、朱子学をはとができるだろう。近世社会の柱でもある徳治主義は、朱子学をはとができるだろう。近世社会の柱でもある徳治主義は、朱子学をはとができるだろう。近世社会の柱でもある徳治主義は、朱子学をはとができるだろう。

と関わる考え方が広くその基盤を支えていたのではなかろうか。じめとする儒学によってのみ樹立されたのではなく、仏教など撫民

摂っ

政 関

白分

ノコト也、

関白ニナルトハ、権ノ人ニテナケレハ、士卒法

三 『黄石公三略私抄』の翻刻

[凡例]

①『~』『・』は朱合点・朱点

②漢字は異体字などを含めて通用の字体に変えた。ただし、不明

のものはその通りとした。

③文字のふりがなは原煛」のように横に傍線を引いて示した。

(外題) 「黄石公三略私/『・』 堯胤之/今ハ宥信之」

(内題) 「『・』 黄石公三略上中下私」

『·』 黄石公三略上中下私

云也、『~』法ノ字、大将ノ法度、云義也、『~』 **タム*ト云字、キワメ也、此ノ主ノ字ッ、司ルト読也、人ッアマタツカサトルヲ主人ト云也、也、此ノ主ノ字ッ、司ルト読也、人ッアマタツカサトルヲ主人ト云也、也、此ノ主ノ字ッ、司ルト読也、人ッアマタツカサトルヲ主人ト云也、で・』夫ト、発タンノ言ハ也、『~』主ノ字ハ地水火風空ノ五大ッツカ

#テァンクgタック 賞 禄 トーヘ、賞ハモテアソフ、禄ハ宝也、賞ハナサケノ方也、夕、恩メキゥ ロタ トヘ、賞ハモテアソフ、禄ハ宝也、賞ハナサケノ方也、夕、恩云イ、百人ニ勝ル、ヲ雄ト云也、英雄ノ二字ヲハ秀ッ勝ー読也、『・』

賞之禄ッパ金銭ニスル也、

功二

ル也、 臣下ョヨキトヲモイ、臣下、君ヲヨキト思ハ、 様/謀リコトモナラヌト云コトナシト云義也 カゴトクアマネヶ通セヨト云義也、 侍^読"心サシトモ読也、 子ノ子ヲハ白鯉魚、云ハ、十一、テ学文キワマル故、、十一ノ心・書ヶ 志ヲハ主人ノコ、ロサシ゠スル也、志・云字十一ァ心・書也、 リ、是、功ナキ人ラ、情有間敷、云義也、 ハ、上つ文段ニテ知ル也、 ハケマスト読ヶ臣下ノ忠信也、 『・』『治』国ヲない家ヲルトハ、其国ヲ能ヲサメ主人ノ家ノ」 タ、不和合つ故也、 主人フ志ヲハ仏フ行住坐臥ニ衆生ヲ済土アル 功スルコトヲト云、 『・』与衆同好ョスルトハ、君ハ 『~』志ョ主ニ通ストハ、 其国和合ニナリテ如何 此文段ニハ好悪ノニョ述 **\衆ト悪ヲ同スルト云** ソノ字ニ分別ア 縦ハ昴っ 此

> キ人ヲモシタカエルコト、柔」 也、剛^金剛/性体ニテツヨキ形也、縦^柔和/人^イカヤウナルツヨ此軍讖抄ヨリ按出ス也、\柔ハ能ク剛ヲ制ストハ、柔^ニウワノ道理此軍讖抄ヨリ按出ス也、八柔ハ能ク剛ヲ制ストハ、柔^ニウワノ道理表来記/軍書也、此軍書ヲ以テ大唐ニ雖尤ト云鬼ヲ亡ス也、此/上略^護人/心ヨカレト願義也、『・』軍讖'円クトハ、是^軍讖抄ト云ツテ

ハッッ* ヲ制ストハ、弱ハヨワキニ『・』形サ強ハアラキ形サ也、
╅キゥ レトモ、 也、 スル、 ニシテ、 風に負い義也、『~』縦ハ天竺に刹利 以デコワキラ随エル形チ也、 、風ヲフセク物ナレトモ、 ヲハ水、意得也、水、方円、器、随、道理、アリテ何トモ人、マ、ニナ 諸木/中ニーイカニモモロキ木ナレハ、風ニモヲレサル義 此意。何タルコトワキ国"百姓ナケレハツ、カス、是、ヨワキョ 亦、民百姓、スル、 亦タツヨキヲハ一命ヲ限リト思ハ国安全也、『・』。タッキ 供水ニナリテハ嶺谷ヲモ押クヅス義、 強ヲハ大木大石。スルナリ、大木大石ナト 大風ニナリテハ、大木モ大石ラモ押カエス 縦、柳、枝、雪ヲレハナシト道理也、 波羅門 如此仏、堪忍ョ 弱ラハ風ニ ツヨ 柳八

ス人也、 和 也 家トナリ、是八十氏也、 首陀トテ四人ノ太子アリ、 人、命ョ得ル方也、 如」此、元来、兄弟ノワカサリ也、 アマリツヨキ計リ/人/命ッヌスマル、方也 依ヶ得ナリ、 『~』毘沙′商人と、 刹利、公家トナル 述べて也 『〜』柔〜徳也トハ、 『へ』首陀、百姓・ナル ツョク ヌスム 脚ハ賊 也トハ、ガウ、ソク 是廿氏也、 依ヶ賊也ト 婆ラ門 兎角ご柔 賊バヌ 武 述

ヲフクムトモ、

何レ

モ同前也、

気ヲフクム類トハ、

生ョウクル、キトモ、

ホキ

・ノ物・云コト也、

人間、是非一不及、

鳥類畜類ご至ル迄モ其国ノ守

ルトハ、

其国『可」尔人ナド

ノ其国ョウラミ他国

此レニ点三有リ、

カキトモ、

ガウトモ、

、洞 · 賢才聖徳ノ人アレハ如此 · 云義也、

国エ往ケハ如此也、『・』国ョ亡シ家ヲ破

アリ、

聖人、転返ッ能

知ル義也

語曰、

釼去テ

を放け

刻む

兎ト逃 , 常 ナ

サル国ヲモ取ラヌト云コト

ナキ也、

謀コト名人ノ賢人ヲ持ハ何タル 『こ』能の微ヲ守

返ナルコト悪シ、

_

語三日、 _

_

聖人、能っ物ト押移ルト

7

ツテサムキコトアリ、

弓矢、勝つ

ヶ負ヶ、

負ヶモ勝ツ也

クイゼヲ守トテ、

タ、弓矢、返ナル方アシキ也

カエリウコレクション

ナシトハ、

落居衰微スヘキコトヲ能ヶ守ル人、スクナシト云義也

方也、 弱き者越度有い問敷所す 攻 テスツル ル 義也、 ヘルト 也 ~弱、人」助クルトハ、 一剛で施い所ョトハ、 **\柔ニ設ル所トハ、** イタヅラ者、我レト我カ身ヲ破ルハ、 タ、施所義也、 アマリツヨキ計 柔和 ~弱で用い所ト ヨワキ者ニハ憐民ノ心アリ、 /者 / 身体ヲ破ラサル ノ人ハ命ョ 縦、陣ナトヲ取ルニ アタノ我カ身ョ攻 ステマシキ所に 1強 タ、設ル 怨

不 ワル 知り 矢づ始終兼日難」知ト云義也 加き 見アテ、取レハ、 終ヲ能ヶ分別スル人、世間・スクナカラント云義也、 Ŧ レアラフレト ト云ハ、 カタシト云義也、 コ アマタッ人ョクワエル義也、 強 \vdash 也 加上云字クワエルト読也、 /物/内ニテ可」尔方 ラ分別セヨト云義也、 天地ヲハ神仏上云義也、 縦 端、始メ、 ^春^アタ、カナルベキコト治定ナレト 士卒ニ ツ、 末ハスエナリ、 物ト押移ルトハ、 カナキ也、 人、能ク知ルコトナシトハ、 此 是、弓矢、始終、神仏ナラテハ 『~』柔『~』剛 コワキ人、一人トヲモエト 依 未タ敵ョ直ニ不」見義也、 弱ョ用ル義アリ、 四季転変/ウツサリ _ モサエ、 端末等和 人間 天地 強二 神 始 力 力 弓

シト ルハ、 _ 義也、 ョミタレザルヤウニスル義也、 義也、 玄鬼・楽浪『~』高麗『~』島曳『~』 リ南海ノ末に皆胡国アリ、 ワマリナリ、 也、 高宗、伝悦・云人。師・スル、 ヲ スト云義也、 ミル ベ モアラントノ義也、『~』 極點 ٤, 能禁制スルコト也、 キトノ義也、 所ヺミタレザルヤウニスル義也天然トシテ威勢ヲ振ルト云義也、 友^ユゥ 鄙 ヒ ヲ匡シ正ストハ、 莫」不ト云コト 貧. 『一』東夷『一』南蛮 帝王ハ謀コト上手ノ人、 動 変動 時かれる チナミ ウッリカワル 図 敵転 化 東ニ九ノ夷スアリ、 タ、国郡ノサカイヲヨクハカツテ、 タヤスク 随 トハ、 小変化也 ŀ 強力 『〜』天威ヲナシタスケトハ、 常ナシトハ、 四方八方っサカイョ能ゥタ、シテ、乱ル サリナカラ東 事○タラストハ、 キ ヮ疆キ _ 太公望ナドノヤウノ人ヲ師トスル也 殷 何トモ敵ノ行 『〜』西戎『〜』北狄トテ、 ŀ 敵ノハタラキヤウニシタカイテ備 如此大将、夷ノ国マテ能クシタカエ 九夷ヲ密定トハ、 、陽王、伊尹・云賢人ヲ師・スル也 如是ノ謀者名人ヲハ帝王ノ師トス 不定ノ義也、 図、ハカル、 索家『~』東兎『~』倭人 ノ夷棟梁也、 敵ヨリサキニ行きエ に依ァコソハ味方ノ返 常住 九夷・八九ノエ 其国郡 制、法度、 先九ノ夷ト · 夕 ヶ定リタ 四方是 ٤, チワマ シック乱 疆ゥ スキ ĵレ 有 殷 強力 ル ヒ 所 IJ 丰 ル 化 義

聖

ルコトスク」

っ微ヲ守ルコトスクナシトハ、敵ニ能ー衰微スヘキコトヲ分別スル人 居い之。室宅。以でセストハ、此書スコシノ物ナレハ、ウキ所に台家に 能ヶ存ぃ者也、『~』動ヶコト事′機ニ応ストハ、機ハクルト読也、 アラザル事也、 懐中、巻ヲサムレハ、フトコロッ中、・・・ワザワイ無キト云義也、『~』 シマケハフトコローモタラヌ物本上云義、亦々此書り ルトハ、東南西北ヶ自由ニスル事也、『~』倦ヶ之ァハトハ、此書ッヲ カナウ義也、『~』舒」之ョトハ、此事、能ク習フコト也、 亦、アヤツリトモ読也、 ナキ儀也、『~』若能ヶ微ッ守ハトハ、自然カヤウノ分別ノ賢人モアラ ハ深山ニ引き籠リテ浮世ョ直シ、 人ナト「其国行末衰微スヘキコトヲ兼「分別シテ、悪シキ主人」儀代」 其国っ人命全ヶ道理也、『~』聖人、存」之テトハ、聖人、落居 『~』守」之ヲ城。郭ヲ不ス以トハ、此書ヲ能分別スレ 応ストハカナウト読ム也、 名王ノ代ニハ出ヶ奉公スル也、 落居一分別ニヨク 家ニテハ能 四海ニワタ

_ キ也、 義也、 /コトヲ本 "セヨト云義、『~』彼レハ為 "諸侯、己、為"天子トハ、 学に投」とットハ、陣モ勧に、慎ナリ、末にナラハ、行ヲナセト云 レニシタシカエ云義也、『~』 携 トハ随っコト也、『~』 『1』 敵 睦 クトハ、敵ノ懇切『ナルコトサヤウナラハ、味方モソ(以下) ポックァシ 士ヲエテモ能ヶ保ツト云義也、 政リコト正クテコソ諸侯モ々々タリ、 利潤ニスベキトノ義、 也、『~』有者ハ則士ナリトハ、国ニョリモツ者コソ、タ、士ナレ ノハ即己ナリトハ、行ッ能ッスル人コソサナカラ主人ナレト云義 カレハ、大将マカセベキ人「哀ヲマカセヌコトアシ、、『~』為者 久クスルトハ、長陣ナラハ悪シキト云コト也、『~』立ヶ取パコトナ ンクワアラハ、 縦、人間、骨肉ッタ、エル所、肉計リニテハ不、叶義也、『~』純剛:」 ト云義也、『1』 焉 ゾ利/アラユル所トハ、何レノ文段ヲ取リテ 大将遠国ノ地利ョトリテ、 ルトハ、心トクヲシテハ其トクヲ其マ、タモツベキトヲモウ´アシ ト敵ヲハ破レト云義也、『ヿ』放言ハケンクワノコト也、敵陣「ケ 使シテ城自保 タ、施ス心ロ持アラハ其宝ヲモ有也、『~』居守ルコトハ、 亦^ノケハニセヨト云義也、『~』因デ勢ニトハ、味方/伊勢ホ 四方ヨリアミノコトク懸レト云義也、『\』得テ有 ツト 自分ラ利潤ヲ本ニセスシテ、道ラアラユルホト 其地利は居ルコトアシキ義也、『~』 政道正クテコソ敵城ヲ取リテモ能ク保ァ 『~』世能ヶ祖ョ々トスルトハ、大唐 天子モ々々タラント云義 順差 杖芸 レテ

皈服ノカタ也、

皈服ハシタカウ道理也、

タ、大小/事也、『~』之ヲ『~』胸臆''蔵レハ敵国服ストハ、

ハ、城モイラスト云義、三里アルヲ城ト云イ、七里アルヲ郭・云、

ナス国皆シタガウ儀也、

『~』能柔ニ能ク剛ナレハ、其国光レリト

此事ョ胸ニヨク納レハ、

敵服

縦、日月二一点ノ曇モナキ道理也

』能ク弱ニ能ク強ナレハ、其能ク柔和ニ能クツヨキ人ノ国ハ、

レナキ義也、『~』

純柔に純弱ナレハ、

其国他所ヨリトラル、、

其国彰ル、トハ、

法度何ヶ迄モカク

_

ニナリ、

我カ骨節/我

『能随カコトク、民百姓『身』ヲシマス、

臣下ャ

要ト

が肝要ハト云義也が 天道我上一味

衆ノ心ヲ」

テ憐アルコト、

『~』悪アリト

能奉公スルコト也、

『~』天道、自然ナリトハ、

天道、法尓自然トシ

〉義也、『~』

軍

国

トハ、 桑/木ヲウエテ、 マツルヲ祈念トスル、『\』下ョ下トスルトハ、 テハ神・云コトナケレハ、祈念・ハ先祖/廟ョ 先祖ョ能クマツルハ孝々ノ方、 先祖ヲハ能クマツレトモ、百姓ヲ憐ム人□クナシト云文段也 為」君トハ、下⋾憐△主人ヲ□君トモ云イ、 為い親トハ、親ハシタシ、トモロヤトモヨンデ、タ、孝々ノ義 耕ハ田カエストヨム、桑、クワノ木ノコト也、 其/葉ョ取リテコガイヲシテ 百姓ヲ憐ハ主人ノ法度也、 マツル也、 大将トモ云也、 民ョ憐□コト也、 山家ナトニテハ タ、先祖 耕物 爰二 縦

也

年貢「云上」テ可」見」之也、」

先賢人ョ愛シ、百姓ヲ肝要ニスル也、『\』賢ヲ信ルコト腹心ノコトク 天道ヨリ憐ナキ故ニ自落スル也、『ヽ』夫国ヲ能っ納ンモノ、 純強ケレハ其国亡ル、、アマリツヨクアマリコワク慈悲"ナキ国 如。之賢構ナレハ、 」民コトハ、我カ四足ノコトクト云義也、 支体コト、相随骨節ノ相、救カコトシトハ、シティ四足ノ相随骨がノ相、水クウ 賢臣ヶ信仰スルコトハ、我腹中・同前にセヨト云義也、 如何樣,)策コトモ、ノコラス能 / 成就スル義也 策カリコト 无」遺コトトハ、 我カ手足/我マ、 大将ハ _

> 語三日、 トハ、 者ーヘ、主人ヲ□クシンスル者ヲハ、主人ッッ情ノコトハヲカケテ、 施スハ出スコト也、『~』をかったの 人ヨリ情ヲカケル、 ヨリ来ル人アラハ、 其身で歓喜」心ッセヨト云義也、『乁』 叛 者トハ、謀叛ナトシテ他国 察セヨトハ、アマタッ心ヲ能ク推量セヨト云コト、『\』旨務ヲ スト云点、 ラハ、主人ヨリ子細ョ尋ル也、 スコト也、『~』冤スル者ヲハタツネヨトハ、アタョナシサウ 安セヨトハ、越度モ少ツ、ナラハ、 旨ハムネト読ジナサケノコト、 理コトヲ理ュトラ タツネ 亦タ非分っ恨ヲナサハ、 其国エカエスコト、 ネハ、 者トハ、 其上詮議ナキ恨"ヲ主人"ナサハ、 返ヶ乱ヶ招ヶトアリ、 務ハツトムルト スコシツ、越度アル者/コト ユウルセト云義也 我人他国エ行、我国エカ 其身ヲ死罪ニ行也、 読 此レニハユル ・所務ノ事 懼が 施 主 ス

者ヲハ。貴、トハ、無名、人ナラハ官ナトヲ出スコト、 早其身ノノ心ョ叶エテ明。セヨト云義也、 テ以前に退治スル也、 ヲハ。残、トハ、自分ッ待ッ敵ッナサント思ッ人アラハ、弓矢ヲコサシ ヨト云点ニアリ、『ヿ』訴 人奉公ヲ君ニナシ度ニホツスル人ヲハ、タヽチカヅケテ使ヘキ也 アタエル也、 抑ョトハ、 豊ニス アマリ強気ノ人ヲハ押籠ルカンに使也、 **|** _ 分限ノコト、 貧スル者トハ、 ル者トハ、 『〜』欲スル人トハ 訴訟ナントスル人アラ 不如意一人ナトヲハ分限 察小明也上云義也、 『乁』敵スル者 『~』強キ者っ キャシ

『〜』、畏、ル者トハ、臆病者ノコト也、 ヲウチバニスル也、 クスへキ也、『↑』讒スル者・ハ、ヤ、モスレハ讒言ョ企ツ者、身体 人ノコトヲヷシラハ、返テ推量シテ我身ヲモソシラント云義也、『\』 クッカスール~フホスト読也、『~』毀ハ者トハ、他フラヘスル 臆病ノ者人ニハ大事ノ行ヲハカ

取ァイカニモ能クステズシテ守也、『~』泥シキトハ、 意者に扶持ョスルハ、ヨミカエル道理也、『~』降スル者トハ、 是、取ずモ早クワリテステヨト云コト、 ニ^扶助ナトヲスル也、『乁』 活 トハ、ヨミカエルト読也、 ハヤクマネク也、『~』服スルトハ、食ナトヲコトヲカク人也、 服 十分ノ者ット分限ッスクナクセヨト云コト、『\』皈スル者トハ、皈 亦ホシイマ、云義´、兎角¨横道′形也、『\』満ュ者トハ、アマリ 横道了心也、 ト云義也、 スル者と、、覚悟ノ落ツカヌ豹変スルコト也、 難ョエテハ」 降参スル者ヲハ早ャクユルセ、『ヿ』獲」固トハ、堅固ノ城ョ 『~』横ナル者トハ、横ノ字ッハホシイマ、ト読也、 他所ョッ来ル者ノコト也、 縦、我ヵ居ヲハ次ニシテ、他ノ主人ナドヲ稼グコトナリ、 他国ョリ我国エルョヨスル者ヲハ フサケトハ、 廃スルトハ、ステヨ ステル心也、 悪シキ城也、 不如 是ハ 是

> 『1』敵 近 備」之トハ、連々等閑」者俄"近ツカハ、我心」備"堅 也、義」之トハ、」 クツスマテ一戦スベキ也、『乁』敵 悖トハ、敵ノシドケナキコト コト也、 /コト有ラハ、味方陣ヲ少^ッシリソク也、『 ↑ 』敵 陵 ハトハ、 『~』地ヲエテトハ、所領ヲトリテモ人数ニハフク也、 敵俄'懸ラント云儀也、 綴 」之トハ、ユルスト読也、 義也、『~』敵佚ナラハ、佚ハ安也上云字訓ニテ安全ラ方也、敵陣ニ喜 固¨持也、『~』敵強 ナラハ下ートハ、強敵ナラバウチバニセヨト云 ハ伺」之トハ、敵ワハタラクベキモヤウアラハ、早ク主人ニツケル 俄二得ヲセハ心ニ施ス義ヲモツ也、 敵切所エカ、ラハ、能々マチウケベシ、『1』敵暴トハ、 散ハチラス義也、『~』 **\財ッエテト** 味方、備ヲ 切所,

コト也、 ラヲ。モシクザレハ国乱ル、也、『~』徭役ハホネヲト読、 ト悪シ、是ハ下ョ下・スル道理・ハアラス、『1』賦斂ハカハリヲサ ヨノ戦ニデ・○『○』シテ年貢ヲナス、其時ヲ主人所用ヲ云付ルコ ヲリッコトヲハマレ ル儀也、『~』賦ョトモシクセストハ、賦ハタカラ也、タ、民」タカ ムト読゙゙゙゙゙゙゙、其年貢づコト也、年貢ヲモウスク取ルヲコソ下ョ下トス スル也、 選士ョトハ、 『こ』司牧トハ、 『〜』士者英雄トハ、タ、司牧ナトニハ千人万人ニ勝レタ イカニモ慈悲正直ノ (ご云イ付ヨトノ儀也、 ツカサヲヤシナウト読也、 · 侍 ョエランテ国 / 守護ニハ 労ハツカル、 タ、国ノ守護 儀也 民二骨

キワマル也、

『〜』城ヲエテトハ、

敵城ヲ取リテモ臣下ニ出スコト、 大敵トヲモウワハ可尓利一

城

屯トハ、マトウト読也、

時剋ヲ不」移情アレトノ義也、

下力トハ、万民力ラ合ルコト、

フトハ、万人ニアマネク其情,

、味通ルコト也、

『〜』軍井トハ、

人ヲ用□トハ、アマネク人ヲ亡ラサヌコト也、『\』 尊ァト

悪人、人、官使ッアタエルコト、

爵ハ位ィナリトテ位ノコト、シャク

ズ爵ョ以テ

アマネ■バシト読ミテ分限ヲアタエルコト、

_

 \vdash

六、

竈ハカマの也、

諸

方也、味方ニヨキ人ヲ持テハ、自然トシテ敵国ハ困窮也、」クコト也、ツラヌルハツナク心也、『乁』敵国窮ストハ、窮ハ困窮ル人ッスル也、『乁』英雄ヲツラヌルトハ、ヨキ人ッ任所エヤラズヲ

義也、 恵アル侍来ルコト、『乁』義士死ョカロンスルトハ、禄ヲエレ 禄重シトハ、タカラヲ賢人ニカサネル義、『ヽ』知士至ルトハ、知』のアポン ク也、 木ナラハ根也、 _ 侍、民、見、也、『~』無、怨トハ、 ロナリ仮利、『~』庶民ハモロ~~ノ民ト読ム、 人∽賢人ョタカラ□スル也、 兵ヲハ用ルトハ、ツワモノヲ用ル、其肝要ヲト云義也、 国 『一哥三日、 『〜』賞ハ功ッ時ヲコエストハ、 「死スルコトヲカルクヲモウナリ、『~』賢ヲ禄スルトハ、 コワシトモヨム トハ、賢人也、 __トハ、幹ハハシラ-読也、 侍、木ノネ立也、『~』 世中『フトカルベキハ宮柱ホリカルベキハコ、 タ、賢人ョタツトシテト云心也、 財ヲヲシマストハ、賢人ニヲシムナト云 国ェ怨敵ョスル者ナシト云義也、 忠臣アル臣下ニハ 其ノ幹ヲ得ァ本ヲ収ルトハ、 縦 百姓ノ異名也、 ハ侍ハ国ノハシラノコト _ 百姓 ハ義 主

> _ ッモ我レ一人□クウベカラスト云儀也、 孫、子ニ四百戦ノ百勝、戦カ戦ニマク」 スキコトョモ安全ノコトヲモ、 クトハ、 ヲスツル也、 士滋味ョ心前ニスル也、 励分 敵味方ニナルコト、『~』兵 スト 『~』将帥トハイクサ也、 ハ、イカルト読ム、 滋味、ウルヲイ、 君臣ハ一味『ト云儀也、『~』 是、義理ヲ以テイカル主人ニ、士 全勝トハ、幾度で勝コト也 『〜』安危ヲ共トハ、 味ハアチワイ也、 大将イクサヲ心ニカケハ、 ウマキ食 敵シノ アヤ

也 ツル也、『○』一軍八二万五千人ノコト也、 計『ノ酒大海エ投レハ、 0 デ ヨキ大将也、 卜云心也、 ^位"スルコト、『~』昔シトハ、黄帝/代ヲ指テ云也 トハ、君臣其流ョ同然「呑コト、『ヽ』一簟ノ醪トハ、サ、イーツ 河ニ投ジテトハ、河ニナゲ入レテノ義也、 『\』敵トマルトハ、敵ョ押籠ラレ 簟ハタカヅ、サ、イナトノ事也、 其味ナケレトモ、 _ 情ヲ以テ三軍ノ士卒命ヲス 『〜』士卒流レッ心シッ タル 滋味ノヲノくニ及 『~』膠ハフルサケ コト也、 良将トハ、 罔 ロセシ

ヤスミタキト云ベカラス、倦ハヤスムト読、『~』軍竈、未ゝ、炊也、『~』軍幕不ゝ弁トハ、軍陣ニ幕引クヘキワキマエモナキニ、将井モホラレタルニ、大将水ニウエタルト云ベカラス、渇、水ウエト読

軍ナベモスエザルニ、将ヒダルキト云ベカラス、飢ハウエル也、

捏

ルトハ、

マウクルト読

賢人ョマネクニ礼タ、シケレハ来ル也

『↑』 ▽4.5 x x y y + v + v → x y y + v → x y y + v → x y y y → x y y → x y y → x y y → x y y y → x y y y → x y y y → x y y y → x y y y → x y y y → x

度ッアツケタラハ二度取ッカサ、ル也、三是思惟九詞一言ノ道理也、 とカルキ也、万人ニカエサル人ゥー人モツカエト云義アリ、『〜』 一人ヲ殺而万人ゥ震者 殺」之トアリ、『〜』 将ノ威ヲナスハ 「〜」 号令ナリトハ、大将ノ威勢ノ有モナキトモ、号令ノ言ニ依ヶ也、 将ノ儀ッ用ルヲ号・云イ、不」用ィ令・云、「早ナシ、威アリ、令ナレ が、威、ナシ、『〜』 戦ノ全勝、将軍ノ政コトニヨル也、『〜』 士ノ戦 がない、亦命ゥ用ルトハ、侍ノ一戦ヲカルク思っハ、主命ゥ能用 をないよっ、、亦命ゥ用ルトハ、侍ノー戦ヲカルク思っハ、主命ゥ能用 な也、『〜』 将、令ゥカエサストハ、一人ニヨク情アレハ、下人手 をっアツケタラハ二度取ッカサ、ル也、三是思惟九詞一言ノ道理也、

地ニスル心ト、賞ズベキキ 🎞 者ヲハ賞シ、罰スヘキ者ヲト罰スル義、『↑』賞罰必メ信スルトハ、『↑』如シ天如シ地セトトハ、賞罰ヲハ天

賞スベキ人ヲ罰シ、罰ス」

ネタ也、 ョヨクマ、ス義也、『~』勢ョ持トハ、伊勢ヲ能ヶ持コト也、『~』 『~』乖衆トハ、衆ニソムクト書テ、 ナトノコト、悪シキ者ナトニ軍ノ下知ヲ云イ付ルコト悪キ也 語二日、兵ヲ"提"将ヲ統ハヘ帝王ノ虎符アリ、宗ヲ領シ法ヲ帯モノニスル 能ヶ押領スル義也、『~』統」軍、 『〜』城ヲ責ル時ハ、ヲ」 士卒也、『~』此ノヤウノ人、、制伐ナキヲ云イ付ルコト悪シキ也 ハ、祖師で心即で有り、『へ』 制 、勝っ敵っ破れた衆也トハ、衆ハアマ 命ョ用ルトハ、臣下主命ヲ能ク用ル義也、『~』境ヲ越ルトハ、敵地迄 ルトハ、其ヤウノ主人コソハ、国ニ人ヲモ能ゥ収ュ義也、『\』士卒ァテッシュキサ べキ人ヲ賞スルハ、天ヘ地トナリ、地ヘ天トナル義也、『\』人タット 是、衆力功ッナス義也、『\』凡将トハミタリガワシキ団 持」勢、統ハトウリヤウノ義也、 自衆一味セス我カマ、ニスル 取

也、『↑』士力ツカレツ。エスルトハ、悪*団取り、悪*士卒ニテラヌ+云義也、『↑』二ッ物無」功トハ、乱将ト乖衆ヲ分別セヌコト不廃ハ不」破+云義也、乱将ノ 乖 衆ニテハ、何事ノデショコトモナストハ敵城ヲ不」破コト也、『↑』語ニ日、家ヲ以ヲ国ヲ取ュ則ハ、国ハストハ敵城ヲ不」破コト也、『↑』語ニ日、家ヲ以ヲ国ヲ取ュ則ハ、国ハストハ敵城ヲ不」破コト也、『↑』語ニ日、家ヲ以ヲ国ヲ取ュ則ハ、国ハストハ敵城ヲ不」破コト也、『↑』語ニ日、家ヲ以ヲ国ヲ取ュ則ハ、国ハストハ敵城ヲ不」を言い

士卒戦シサキト心カケルコト、

·大将 ^万人 = 勝ル、ト云義也、『 ↑ 』 賞ョ以 テ 表 トシ、

罰ョ以ヶ裏ト

負ベキト云コト也、

『〜』身ッ以ッ人ニササトスルトハ、味方ノ」

『〜』其兵天下ノ雄タル□サヤウノ、兵へ

トハ、伍、コテワケノコト、異国ニテハ廿」
・云、、主人、コモ、独『ナルコト也、『↑』以ヶ守則、不」固、如此・云、、主人、コモ、独『ナルコト也、『↑』以ヶ守則、不」固、如此・古、、主人、コモ、独『ナルコト也、『↑』以ヶ守則、不」固、如此・古、、主卒法度『カロンスル也、『↑』以ヶ守則、不」固、如此ハ、悪体、辛労ニテ、人衆労兵スル也、『↑』将孤ニシテ衆とトリ也ハ、悪体、辛労ニテ、人衆労兵スル也、『↑』将孤ニシテ衆とトリ也ハ、悪体、辛労ニテ、人衆労兵スル也、『↑』将孤ニシテ衆とトリ也ハ、悪体、辛労ニテ、人衆労兵スル也、『↑』将孤ニシテ衆とトリ也

ク也、 五人。モノ主一人ツ、ソエル也、 大風っ古木ョ吹ヲルコトク也、 コト、月ョ追テ増進スル也、 人 - イサミヲ付 - 主人ヲコソ棟梁 - 主人ト云也、『 ヽ』 恵 ヲ推テト ヨキ大将軍ヲ棟梁ニスルハ、我身ヲ分別シテ人ノ辛苦ヲ思イヤリテ、 悉々勝利ヲ得ル也、 ツーテ読リ、『~』敵利′乗スルトハ、味方サマ~~′乱ルレハ、敵 ハ、人/辛苦/メクミヲ能クス推量シテ人ニ情ヲ施セハ、士卒力ヲ得ル 『1』其衆トハ、敵「士卒我国ッノゾミ来也、『1』不」可」 当 敵我国ッヲモイカケザルコト也、『~』可」下ルトハ、幾度モ 其末、大将軍皆亡、也、『~』良将ノ統プ カヤウノ大将か、戦イナトヲスレハ、 亦、供取ナトノ嶺谷ョ押サクルゴト 五々廿五ノ勘定也、 依ヶ伍ノ字ョコキ レ軍ョトハ、

> 疑心」人ト談合悪シ、『1』士驕ル則ハ『1』下モ不順トハ、大将ヲ 服っ方也、『~』所」任賢ナルトハ、其国ニ有パホトノ人賢人ナラ リモ官位望"ノ者、来、、奉公禄ナクシテスル也、 ニテモ悪き也、『~』官二人ヲ得トハ、 可」下驕トハ、敵ノコト也、『ヿ』可シェ楽シテ、『ヿ』不」可憂ト スルトハ、主人、賞罰ヲウラヲモニスル義也、 コルトキハ臣下不順、」 ○ 疑 不レ艸可トヘ、謀リコトハヲン密ニテヨリ外ハ□シ、亦タ 疑 トパッショウゥ ユク所トハ、大公房ナトノユク先三ハ敵ナキト云。、『 ヿ 』 可」下ル不」 味方ノコト也、『↑』謀リコロト■■可シテ探ルベクシテ『↑』 敵国、皆ヲソレヲナス、『ヿ』震ハフルエル心也、 悪名ノ者に官位ヲ出セハ、 賞計ニテモ悪シ、 シタカウ服スルトハ、 他国 皈 計

/月、1 能グタチッ゚ニトハ、君臣ノ間平等"ト云義也、『\』能グター ニトハ、君臣ノ間平等"ト云義也、『\』能グアー ニトハ、君臣ノ間平等"ト云義也、『\』能ト、ノ也、『\』能グアー ニトハ、君臣ノ間平等"ト云義也、『\』能ト、ノ

事トハ、興ハサカリ、 山川、険難ッキク也、『~』軍権ヲ制イ○トハ、其国ノ団取ッヲキク 廻 廊ナトノコト也、語ハカタ。イト読ヶ宅寅ノコト、『\』興衰ノ^^^^ 先祖「庿塔」テタクセンヲキ、テ弓矢ৢ取ルコト、廟塔廊ハ 庿 塔ノ タキギヲヲホウホトノ人ニモ行ヲハキクト云義、『ヿ』廊庿ノ語トハ、 ト也、慮ハヲモンハカル、タ、工夫ノコト也、『\』負薪ノ言トハ、 ト也、『~』山川ヲハカルトハ、弓矢ヲ取リカケント思フニハ、 ト、一言ヲ以দ善悪ヲ知ル也、『ヿ』国ノ俗トバ、其国ノ風俗ヲキクコ 『~』能ク 訟 人ッヲサメヨト云□、『乁』言ヲトルトハ、善悪ノ言ヲキ、シルコ 『一』仁賢/知、 キクトハ、人ノ訴訟ナトヲキク、納トハ、 聖明ノ慮トハ、智恵有ル賢人、思安アル聖人ノコ 衰ハヲトロウ、 サカウルベキカ、ヲトロウベ 国ニヨリ 玉

フセクト読也、『ヿ』英雄散散ストハ、ヨキ人ウセルコト也、『ヿ』ハ水ウエト読也、『ヿ』 諫ニ 拒 トハ、イケンヲカサルコト、拒ハ土卒ッヘ我ッ湯水ヲ呑ッ度キトヘ、人モカクアラント思イヤルコト、渇ッカヤウノコトヲヨロシクキク也、『ヿ』思」土ヲ事渇ノコトクトハ、カヤウノコトヲヨロシクキク也、『ヿ』思」土ヲ事渇ノコトクトハ、

キカノタクセン/事也、大将ハ」

君、 下密ナラントハ、 レハ、 主人簾中『計』心ョカケレハ、士卒皆淫欲『フケル、『~』将一ョ有ス ウッ者ヲモ禁断セス、姦ハカダマシイト読ミテワヤクノコト也、 ザカル、『ヿ』財ョ貧ル則ハ、姦不」禁トハ、貪欲計ニフケル主人ハカヤ アトヲカエリミル也、『ヽ』ニヲ有スル則トハ、軍ニ無」式トハ] 『1』内『顧則^士卒淫ストハ、内^簾中/事也、淫ハトツクト読也、 百姓遠国エ行ク、『乁』四トハ将内ニ計リ顧レハ、臣下シタシクナケ 法ノ法度破バ義也、三トハ賊ヲ貪ルコト、『乁』三ヲ有スレハ、民 ハ、二、語。信スル義也、 ル則ハ『~』衆不」服トハ、タカワズト『○』「云義也、 衆、臣下也、 国

/

三

書

悪

男

モ

将

キ

カ

サ

レ

ハ

、 タ、陰密ノ義也、 君臣一味ノコト、 軍ニ無」弐トハ、式、法也、法度、義也 『〜』士衆一ナレト欲トハ、 洞随意ニナル也、 『〜』攻、敵ヲハヤキコト・ハ、 爱ノ文段ハ 士: 軍

也、

『一』将二無キ。慮

トハ、将思安キ」ナコト也、『~』将勇ナ

『〜』財ヲ営ニ入ルコト

シトハ、

将臆病ノコト、『~』吏士トハ、

小サブライッコト也、

将ミダリニ動っトハ、

謀トハ、電光ノコトクニ」

禄計ニテ、 トハ、主人得銭得倍計シテ、イヤシキ心計ッナレハ、 万人/軍兵大将/心ニナル義也、『~』 ヤウノ仕置アレハ、敵ノ行スベキヤウナシ、『ヿ』将ノ謀コトモル、 一ナルト、 ト時刻ナレハ手ッ失 キ者世間ョウヤマイ、心ョトチテ居パコト也、『~』軍心ョ結フトハ、 敵/コテワケセメ前"スルコソ肝要也、 ヲ不」制トハ、 外ヨリ内ョウカガウトハ、味方っ分領ヲ敵知ルコト也、 敵エキコエルコト也、 賢聖人、他国エ往キ、 敵ッ攻ルニハヤキコト也、『~』謀コト不」奪トハ、 内

/

法度ナラヌト

云義也、『

『

』 義也、此ノ二ノ者トハ、将ノ謀密ナルト、 へ軍ニ无」勢トハ大将軍ニ威勢ナキコト、 姦人計集ル也、 備った _ 設ル不」及トハ、敵謀コマウラル 姦心閉トハ、 『~』此/三/者 財ヲ営ニ入ル、 如何様 カタマシ う義モ奉 軍ニカ 士衆

将ノ謀リ池ル、ハ、外ヨリ内ッウカガウコト、

竭ッ

日

カエス、 『〜』動・ナリ怒・ナリトハ、『〜』動クへキコトョウコキ 意ナレハ、士

『

文

『

、

『

、

『

、

』

恩

賞

上

大

将

ニ

ハ
、

士

卒

ツ シメト云コト也、『~』軍三財ナキ則、士来ラストハ、アマリ将不如 コトヲイカルコト也、 トナリ、『~』廬・ナリトハ、 ケナケノコト也、 不」往トハ、手足ヲモクナルコト也、 是、大将、イカニモヲモクヲモンズルノ義也 『1』四ノo将ノ明誠トハ、アキラカッイマ 思思案ノコト也、 『~』勇トナリト 怒ルヘキ

礼アツテ後『クエアルトハ、初~インギンニシテ後ハ悪シクスレハ、 ム者ヲハ、 出セハ主ニ命ョ奉ル、 正シキ所二、、士皈服スル也、 ルツワモノアリト云義也、故『『~』礼ハ土ン皈スル所トハ、 『〜』香餌之下ニハ懸魚アリトハ、 ツカワレズ、 義理つ侍、其洞、ト、マラス、『~』賞有リテ後クエアル人、ハ、士 へキ者ニヲハ、イカニモ其国ニ留メヲクハ、縦ハシメス心也、 モカンバシキエバヲナグレハ、其づ餌ニ命ヲスツル也、『\』語ニ ト也、『~』重賞ラ下ニハ死夫アリトハ、恩ヲ重ネル主人ニハ死ス 以ヶ餌ョ魚ョ取ル則ハ、 速ニマネクベシ、『~』其死スル所ョ示スト云ハ、 タヾ主人タル人ハ、 『~』其ノ皈スル所ョマネキトハ、 魚ハ可い殺ツ、 『~』賞△士→死スル所トハ、 イカ」 香餌"ハカンバシキエハトリ、 以テ禄ヲ人ヲ取ル則ハ、 他所ヨリノソ 恩賞ヲ 人、可し 礼儀 魚

『其人』善悪ヲ見知リテ、 後海ナキヤウニ礼儀ョモタ、シ、 恩賞ヲモ

ル

ŀ

ŧ

咎ナキ人迄イカスコト悪シ、

軍シヅカナラヌコト ヲカロ ()シクスレハ、

『ヿ』将イカリヲウツストハ、咎有ル人ョイカ

語語に云、君子が不い移り

シーイカリラ

諸軍シツマラス、『~』軍不 重

トハ、諸

将カロく、敷キコト也、

大将アマリ軍

ヌヤウ"スルコソヨキ主人ナリ、サヤウ"アレハ、士我レサキ~~

『〜』礼賞不」巻トハ、礼儀ヲモ恩賞ヲモ、

タ、ヲコタラ

出ズコト、

ト命ョスツルナリ、『~』 興 L 師ョソノ国トハ、 ヲハカルトハ粮也、 民分限ョ作レバ、イカナルツヨキ国ニモ勝ナリ、故ニヨキ大将ノ民ョマ ヲ以ァ強ニ勝ッハトハ、民ホトヨワキ者ハナシっケレトモ、 勢ョ以テ多勢ニ勝ハ、 読也、『~』語言云、 其国ッ能ヲサメント思ハ、 キコ、ロニナサケト云字ョ書也、 シテトノ儀 ヲ用ベキ肝要ハト云義、 此士卒"大将」心」一」ナル也、『~』兵ヲ用ルノ要トハ、ツワモノ イスルハ、我身ヨリ大切『スル也、 肝要"スルト云儀也、『~』 政 ヲ取、国トハ、 ヲ出シテコソ、弓矢で成就ナルヘキ」云フ儀、 『乁』三軍ッシテ『乁』一心ノコトクトハ、三軍ハ七万五千人也 『~』寡ヲ以দ衆ニ勝トハ、クワハスクナキ儀ヲヲトコヤモメト 異国ニ、先恩賞ナキ者ニハ恩賞ヲ出シ、恩賞スクナキ者ニ、加恩 五穀ノクラヲ倉ト云イ、 コ、ロト云字『ナサケ』云字ヲカクハ、イカニモフカ 、天下ノ 夕、恩賞ヲシマサレハ也、『ヿ』弱」 食ハヨロツノシヨクノコト、二字トモニタ、食 『〜』敵ノ情ヲ察ァトハ、 ヲ トコ 関ラ クワン 民百姓に能っ情ヲカケル政コトハ法度ナ 兵具プクラヲ庫上云、『ヿ』其プ粮食 『~』倉庫ハ連綿シテクラ也、 ** 孤独ヲ存養シトアリ、斯/文段^洗。 是ヲ身ヨリヤスカラスト云、 縦が其国が案堵シテ、 サカンニスルトハ、 縦、弓矢ヲヲコサン 能の敵ノ心ッ推量 其国ニハ サレ

ロツッ兵粮ッタクワエヲ」也、縦国エ弓矢ョ取ルカケハ、兵具ッタクワエ、五穀ッタクワエ、ヨ

シテ、 也、 _ 道理ナリ、 ニテノベルコト、 サカリ也、 ヲイ色"ナルコト、 第 ハ困窮ノ言也、『\』千里"粮ヲヲクルト 也 軍旅ノ難トハ、タ、陣ノコト也、 敵ノヒマヲヨクキ、合ハ、 ٢, 先キクコト肝要也、『ヿ』 強弱トハ、 キ道理ッ述ル也、 ヨ ○ ベアカストハ、陳付シテ、先木ットリ、クサヲカルヲハ ○ チェ 力、 云コトヲヨクキク也、『ヽ』天地ッ察シトハ、其ノ主人天道ニカナウ ハ、夜ルマテタ、カイニアキストノ儀、 『~』飢色トハウエタルイロ「云コト、『~』憔蘇ハキコリ・ク 必ゞ道∵千里⁺限ルコトニテハナシ、タ、遠*道理ッイワンタメ 陣に難ナシト云義也、 『〜』空隙トハ、ムナシキヒマト読ナリ、 カナワヌカヲキク也、 虚、ツカル、ト読也、 先飯ヲスルコソ肝要ナルニ、先スヘキコトヲ´シリエニスレ 如此 後、ハノチ/コト、『~』爨ハコシキト読也、『~』 百里遠クエ兵粮ヲヤレハ、三年モツベキ也、末で此 、法度ヲナシテ、 必、道、ホト定ルコトニテハナシ、 『〜』粮ヲ遠国エヤレ〜其国ツカル 吉時分、 其主人ノフノヨキカ、 『1』民采色トハ、兵粮ナケレハ民ア 其国ノ兵粮ヲ遠国エヤレハ、『~』 旅ハタヒ也、 悪シキ時分カヲキク也、 ツヨキ国 縦、百里二百里三百里ト爱 夕、光陰ノコト也、 陣ヲモ旅⁻分別スル カヨ・ 悪シキカト云コ 条々二道 丰 国 フトヲ 師 [カト

ヲヌスム道理也、

気色ヨリ恩
アルフリヲスルハ、

君

養也、

『1』身ヲカザリトハ、キドクナキ人、奇特アルヤヴヲス

『ヿ』上下ョクラマシムトハ、君臣ノマヲクラクス

玉 コト也、下二『~』急刻ストハ、」 `取レ^、、『~』民^内ニテヌスミヲスル也、 虚が 『〜』上『煌ヲ行ットハ、虐ハサカシト読也、 国ツカレテ民不如意スレハ、上下/間モムツマシキコトナ 親シタ ハ、ムツマシ、ト読也、 結句、 是ョ必ス国ノツイエト云 敵指懸テ城ギワニ陣 主人一利銭利倍

、カト、読也、 民相、残賊トハ、残、ソコナイ、賊、ヌス人也、 極す マレヲ偽ル義也、『ヿ』竊テ恩トスルトハ、 シ、誉レヲモトラスシテ、誉ッ取ルフリヲ云人、浮世□有リ、 ル、外ョ取ルコトハ、法度キワマリナキ道理也、 ル イタミキザムト読也、 亡国、所以也、『1』内貧外産ニシェトハ、貧リハ欲心、方、亡国、所以也、『1』のまなすまました。 トハ、主人利銭計ナレハ、年貢ナトヲリンジヲトリ、 ノカスヨリ、 語三日、 是、内ニテハ欲心一三昧ニテヨソニテ一廉アルフリヲ 亦カサネテ取ルコト也、 不」教シテ殺ヲ虐ト云、『ヿ』重 民百姓俄二難儀ョシテ、 刑罰 主人ヨリ恩モナクシ セハく〜シキコト 夕、民ョソコナウ儀 ハ法度ノ義也、 数ヲ重シデハ、年 レ数ヲ刑罰無キンカス・ケイハッ 是バホ _ 定ッタ 廉 来

> 也 クトハ、 タマシク狂乱者計ッヲマネキ集ハコト、『\』仁賢ヲヲサエトリヒシ 『〜』党〜何レトモカラ也、 朋党トハ、 高官ヲ得ルトハ、タカキ官途ナトヲシテ、人ニ高位ニヲモワレ ノレニシタシキ人計ヲス、メ、『ヿ』姦狂ヲマネキアクルトハ、 ヲ、キト云コト也、『ヿ』 各、親、所 ヲ進ムトハ、イタツラ者ハヲ 是ハ『~』盗端ト云、、ヌス人ノハシト云コト也、 従者賢人ョ」 那群ハムラガル、『ヽ』 吏ハミヤツカイ、『ヽ』 朋 悪キトモガラハ、ウキ世ニムラカツテ ル

力

ョタツトクトハ、元来´元名ニテ、俄¨高官ナトヲシテ、自分¨テ威 ムキ、 勢アルフリ也、『~』不」震ト云コトナシトハ、我ヲ見ァフル 押シコメル儀也、『~』公ソムイテ私ョタテルトハ、主人、下知ヲソ ッタネウセスシテツノルコト、 クズカツのノコトクニアイツラナルコト、『~』徳ヲ種トハ、 ル者、アルマジキト云義也、 ヲアツメルトハ、カダマシキ人ニ計マジワル儀也、『\』无」位シテ位 ト、云義也、 ソシルトハ、人『ソシルコト、『~』 乗りがすまた。 ミダレノミナモ クトハ、主人/位。同前、云人アリ、是モ身体ヲカザル道理也 君エサセル奉公モナクシテ奉公立テヲシテ、下地ョリアル権 我ヵ儀計ョ本ニスル者アリ、是ョ私ョタテルト云、『\』 『〜』宗一強、トハ、悪*存分計ヲ朝夕持也、『〜』奸 『〜』高藟相ィ連トハ、 _ 恩ヲ立テ在位ノ権ヲ 奪 従者ノ一類 エザ 闰

『正直』フリヲスルコト、『○』式条『面『和ヶ言』、工ムトアリ、『↑』

身体ョカザル義也、『~』

顔

ヲ正クシテトハ、人二向トキ計

柄ノ人ノ役ナトヲウバイトリタカルコト、『乁』下民ヲヲカシアナ

ドリトハ、百姓『非分ヲ云イカケルコト、『ヿ』国ノ内嘩喧トハ、必 弱っ相、トリコニシテトハ、ツヨキ人ョモ、 尊卑ア○苦ムトハ、 吏トハ侍也、 是ヲ国ノカタマシキト云コト、『\』吏多民スクナシトハ、『\』 タヨリモ、自ラカマ、ナルト云義也、『ヽ』委『ヽ』曲文ヲ弄シテ 居シタのル村ナトノコト、サヤウナル村里ナトニテ、主人ニモ不」知シサッシ 世々「奸ヲナシトハ、世間」カタマシキ者イカホトアルト云義、 来スル也、『~』臣蔽テ不」言トハ、可」尔臣下ハカクシ居テモノイ スカヤウ·アレハ、其洞 ·功アラソイアリテ、カマヒスシキコト出 公役ヲカケル義 テ、主人ノ身体ッアヤウニヤウニスル義也、『\』是ッ国ノ奸ト云ハ、 以其君ヮ危ヮスルトハ、其君ロスコシバカリ知ヮタルコトヲヲシエ スコシ計『文書』モテアソプテ、主人ノ心』マカ『ス道理也、『~』 トハ、委曲ハクワシクマカルト読、『乁』弄シテハモテアソブ也、」 コトモ、 テ、官位ナトヲアタエルコト、『~』進退タヨリヲ求トハ、ス、ム ワザルコト也、『~』是ッ點根ト云^、ミタレノネト云義也、『~』 県官ヲ侵シ盗ムトハ、県ハ〇カダト読テ、 シリソクコトモ、 国、内、侍ヺヲ、ク、百姓スクナキコトアシ、『~』 タツトキモ、 侍ヲ、ク、 我カ前ニアルゾト云義也、 イヤシキモ皆苦」道理也、『~』強 百姓スクナケレハ、 ヨワキ者ョモ、 何トナク二人三人 イカヤウナル 出家沙門迄っ 皆手ノワニ

> 徒多 スペー大ナリトハ、従者次第増進スルコト、上一廃スルコトヲ不」悪 ヲアマネク比類ナキト云コト也、『~』卑賎尊*ヲ凌クトハ、卑賤 ヨクハナベンジンシト云儀、『\』比問シテ居」勢ニトハ、 賢人^カクレイテト云義、『~』不」肖トハ、位□在トハ、不」肖トハ 退ケストハ、悪*者ッモ制伐セスト云義、『\』賢者\隠蔽シトハ、 善・シテ不」進トハ、ヨキ人ヲモ、ヨキトセント云義、悪ヲ悪・シテ 禦ハフセク也、タ、法度ノコト也、 トハ、廃、破ル方、不」忍ハシメサベルコト、 イヤシクへ〜ト読也、凡下ノ者、貴人高人ヲソシルコト、『~』益 ト、『~』枝葉強大トハ、悪シキ者、枝葉、ヒロクナル儀、 シキコトハ、君つ身っ上ニキタルト云コト也、『~』善っ」 カワヌト云義也、『~』延君子ニ及っトハ、ノヒ~~イワテハ、 スハ、必其国敗ル也、『~』 トリマワスコト、『~』禁禦ニカナウコトナシトハ、禁ハイマシメ、 **| 者/コト、徒者世三繁昌スルコト、其行末^ワザワイ出来スル ィップル 侫 人上ニ有ル時、 理非モシラヌ者ノハ、法度ニシタ 君子徒ラ者ヲ法度 一軍皆訟トハ、 強大バツ 侫 悪

善ヲモ不」進、悪ヲモ不」退、『乁』杳然トハ、イヤシキ故也、『乁』スレハト云儀也、『乁』進△コト也、『乁』 退 クコトモナクトハ、コト、引△奪也ト云字訓也、『乁』動クコト衆ニ違トハ、動△ヤ、モ人一人君子ン愛スレハ、一軍▽士卒、皆訴訟ガヲナリ、威▽引□ 与人一人君子ン愛スレハ、一軍▽士卒、皆訴訟ガヲナリ、國▽引□ 与

人、イツワリ人也、イツワリ」

_ 容ヲ取ルトハ、容、容顔也、 挙 措ハアゲヲクト読也、『乁』盛徳ヲ誹謗スルトハ、賢才盛徳ヲハサッシヒケ 不通シテ押シカ トヲハヲシト、ムト云儀、 ツタナキ方也、 ソシリソシルト云儀也、『ヿ』 誣言 也 _ `儀、『~』庸^ツタナキ形也、 挙措代」功にトハ、 専っ任言自己にトハ、 『~』行司ヲ稽留ハヲシト、ム儀、 ヲノレカ功計リヲ云イアクルコト、 『1』命令不」通トハ、主人ノ法度ヲハ 心、欲心・シテ、上ヲハ容顔美麗ノフリ 何コトヲモ君ノ心ニマカセザル儀也 述二庸虐一ヲトハ、 『〜」虐、サガシ、ト読也、 昔ョッノマツリコ シイテハイヨ _ タ、

聴き 過殃ョトハ、過、大ワザワイ、 身計リ 毀誉並興トハ、 クスコト也、 カマ、ニシテ、 イラヌヤウニスルコト也、 ラヒ居ルコト也、 障弊ストハ、アキラカノ主人ヲハサ、エカクスト云儀也、 万人勝レタルカダマシキ人ヲ相カマエテト云儀也、 本トスルコト也、 古ヲ変シ常ニ易エトハ、 主人√□エヨリ入ルコトヲハ言ョユイマカエテ、 『〜』苛政ヲ造作トハ、 傍輩つ忠信ヲウシナウコト也、 『~』壅塞トハ、 毀ハソシル、 _ 主ョ命令忠ヲ失セシムトハ、主人ヲ我 殃、小ワザワイ也、 誉、ホマレナリ、 各私ナル所ヲモネツテトハ、 常、五常ョソムク儀也、『~』 フサキフサクト読也、『~』主ノ 苛政ハカラキマツリコト也、 『一』主異言察シテ、 『一』姦雄相称ト 徒者ト名誉ノ者ナ 君 _ 我カ 主明 重 受

『ミツルトモ読ナリ、~~、

上略之分畢

_{テ政リ}コトヲアツケテ繁昌タリ、『 \ 』得い実ョトハ、タ、真実ノ儀 都、 ル、『 ↑ 』 主儒賢 Ľ 聘スルトハ、儒 ^ 物シリト読也、タ > 物シリ / 賢 身二徳有一云儀也、 クコト也、 也、 ヲキクコト也、 ョノカル、也、『~』主旧歯三任スルトハ、 字ョ書也、 其萌ヲ見ルトハ、 岩ヤナトニ居賢人ノコト也、 人/コト、『~』聘ハトウト読也、 人ノ心ヲ見ト思ニハ、 『1』謀コト負薪:及フトハ、タキ木っ負ツレノ者:モ異見ヲキ 月、更シナ、人、老、花吉野ノ峯ノ白雲、『~』岩穴ノ士トハ、 主人賢人「異見ヲキケハ、勝レタルカタマシキ者^、 『~』人心ヲ不」失トハ、人ノ忠□゚ョウシナワネ´ハ、我´ハ」 1日パフルキ、 洋溢ノ二字、アラワレアラワ□トモ、 異言へコトハヲカエルコト、 言っ云ィカエテ、 傅悦ナトノコト也、 **〜歯ハト云儀也、** 賢人に物ットウト云字にハ、 其者咎有ルカナキカノキサシヲ見 是其年タケタル人に異見 殷ノ高宗ハ傅悦ヲ 『【】哥二日 亦ハナカニ 此聘ノ 其 招着 国

五帝・ハ、『ヽ』小具、『ヽ』顓頊、『ヽ』高辛、『ヽ』唐堯、『ヽ』がテト云コトナキ儀也、功タテトハ、意趣アラソイノコト也、『ヽ』が、ナワヲムスヒキ物ノ約束ョナス也、『ヽ』化ハヲシエノコト也、『ナクシテトハ、三皇ノ代ハ号令ノ言ナキ也、『ヽ』結縄ノ代ト云言ナクシテトハ、三皇ノ代ハ号令ノ言ナキ也、『ヽ』結縄ノ代ト云言ナクシテトハ、「ヽ』八衆、『ヽ』神農、皇帝ノコト也、『ヽ』未三皇トハ、『ヽ』がより、神農、皇帝ノコト也、『ヽ』ま三人のといる。

『↑』天下太平+ハ□ノ令ノ言ヲ以テ、法度ヲシテ天下ヲヲサムル也、ヲ納ル也、『↑』言有リ『↑』令有リトハ、ハヤ早□令ノ言有ルナリ、リ少ヲトル儀也、此時、天ヲ変化、地ノ四季転変ノアリサマヲ以テ、国虞舜也、『↑』天ニ体シ『↑』地ニリリトハ、ハヤ五帝ノ代ハ三皇ヨ

理也、 股『~』周/三代迄テハ政コトモ不」傾、四代目ヨリノ秦/始皇ヨ モ礼賞ナケレトモ、奉公スルコト也、『~』有タ切、美ニシテ無」害トハ公事・云コトモ不知云儀、『~』臣ッ使・礼賞ヲ不待トハ、臣下 通スル儀 ス、『ヿ』心ッ降スルニ志ッ服ストハ、降スルハアワレミヲイタス道 リコソ大唐モ乱ル、也、『~』十四代『ナリテハ、法度』以『道』タ、 ·人 > 制スルニトハ、王者トハ是ヨリ十四代/コト也、『~』夏『~』 テ、スコシモワザワイナキコト也、美ハイツクシキコト、『~』王 ト云文段也、『1』四海『化ヲ『行。トハ、臣下モ天子/教化、 『〜』 君臣功ヲ」 トハ、只臣下『功ョアタエ、臣下、君』功ョ譲』也、 君『逆心スルコトモナク、タ、功計』『テ君心アイタイツク。シ 王」志ョ万人ニアタエル儀、 教化、法度也、『~』百姓其ノ然、所、以不、知トハ、百姓 志ヲ服スト云ガ」 上略二好 四海二 フスル

テ王職ョハイセストハ、

四方、人、心一味、シテ、

王道/カタムカヌ

法度ョ以ヶ国

~ヲトロエサルヤウニ備ルコト也、

_

四海会同ニシ、雉、法度也、

アワレ□降タス道理也、

『〜』雉ヲ設ヶ裏ルニ備トハ、

者ョモ使上云儀也、『~』愚ョ使トハ、 トハ、 使トハ、 将つ自分不器用でテハナルマシキトノ儀也、『~』進退内トハ、 軍師ヲ興トハ、弓矢ヲヲコ ○ コト也、『ヿ』将ァ自ラ専ラトハ、 『〜』軍勢に日々トハ、此中略ハ軍勢集上云軍書ョリ出ッ、『〜』 ナルコト也、士ウトンズトハ、ヲロソカニナルコト、『乁』賞虧 賞ヲ以ットハ、恩賞ノコト、『\』信 衰 ルトハ、後談合イツワリニ 権、人ニテナケレハ、士卒法度ニカナワスト、『~』結士・、君臣 臣 一云コトモナシ、1臣ハ義ョ以テ退ゥトハ、賢人ノ臣下ハ義理ニ相 シト云コト、『~』十四代ラ始ノ夏殷周ノ代マテハ、君臣ラ間 ١, 患、ナシトハ、甲兵ハカフトノツワモノト云儀、 成ットハ、『~』 談合/コト、『~』 士ョ権ョ以テシトハ、覇者、摂政関白ノコト也、 ヤウニ守ルコト也、 ムコトモシリソクコトモ、簾中゛キクコトアシキコト、『乁』功難 レハ其国ョシリソク、『~』亦能ヶ美ニシテトハ、 間、イツクシクシテワザワイナキト云儀也、『~』覇者ハ制ハート タ、弓矢ノコト也、 恩賞ヲトラル、コト、 ケナゲ者ヲ使トノ儀也、 知ョ使トハ、 信ョ以ァトハ、 職、位也、『~』甲兵備アリトイエトモ、 法度ヲ能クスレハ、弓矢ヺノ上ニモウシイナ 知恵アル人ョ使エトノコト、『~』勇っ 命ヲ不」用トハ、主命ニ不」用 談合ハマコトヲ本ニスル儀、 『~』貧ヲツカエトハ、 愚癡ノ者ヲモ使トノ儀也 闘戦ハタ、カイノコ 何トスレトモ、 関白ニナルトハ、 不如意 出レシテ ス、 疑 闘り 戦さ

『〜』其功ヲ立テンコトヲトハ、知者ハヲノレカ自分√知恵 ヲ物立テ、 夕□思▽儀也、 『~』勇ハ」 謀コト

スル也、 ニアレハ、味方ノ士卒ハマドウ也、 欲ノ人ヲ役人ナト゚シテアレハ、ヲノレカ無欲ナル故゚、 キラカノ侍也、 其つ利。ゲキセウトハ、『~』ゲキセウハ、『~』ムカイワシルト読 其志ヲ行シコトトハ、ケナゲッテタテヲ物タテタリ思□儀也、 智者闇主ノタメニハ不、謀トハ、 侍ハ非道 出タラ□味方∵士卒内≒ナル也、『~』義士ヲ使財ヲ以テセストハ、 士上ハ侍ノコト、 カエリ不」見儀也、 イワシル儀也、 |理ノ侍ッ使ニンンタナク計ニテナラス、 『~』微権トハ、 不如意者、敵城ヲ破リテモ、 弁舌ノアキラカニ才覚過タル人、敵ノ奇特計リヲ云也、 『~』巫祝トハ、ミコゼイト読也、 『~』義者ハ『~』不仕者/タメニハ不 [2] 在トハ、 /君ニハ命ニ不」出、 軍法ニハウラナイ悪シキ也、 『~』其ノ死ヲ不顧トハ、 『~』談説トハ、カタリトクト読也、敵ヲ保美スル 妙 /謀コトト云儀也、 其至情ニト 『〜』不仁者トハ、非道▽主人也、 乱取ョ心ニカケルハ、 闇、クラキ也、 『~』仁者トハ、無欲ノ人也、 タ、祝儀タ、シクナケレハ、 ハ、 愚癡ノ者ハ死スルコトノモ 其コ、ロニ随ヶ使エト云儀 『〜』弁等・ハ、弁舌ア 博士ノコトロ、 味方プ可」負ぐ」 理ニタクラキ主人ニ 利欲ラ方ニムカ 賊ョ無体ニ _ サヤウ 義理 _ 無 吏

> 敬やマワ クトハ、アマリ世『趣『成『~』勢アラハ、カナラス越度アル 勢ナケレハ何タルハカリコトモナラス、『~』威勢多キ則 能クヲサムル也、 卜 徳ヲ述ル也、 心得ル、『乁』聖主/世ョヲサムルトハ、 ヌ臣下也、 徳ナキ君トハ、情ノナキ君也、 『〜』無」威則ハ失」権トハ、 『〜』盛衰ヲ見ァトハ、行末サカルへキ 王ハ聖人ナラハ、 権ハハカリコト、 ヶ身ツマ 世ヲモ 君ヲ 威

二帥ハ二軍、『1』三帥ハ三軍、 老、 アマルコトト、 卜 『~』方佰トハ、摂政関白ノコト、 法度閑様トタ」カダニスルト云儀也、『\』諸侯トハ、譜代宿 ヲトロウルコトヲ能ヶ見シルコト也、『\』得失ヲハカルト ウシナウコトヲ能ゥハカル儀、『ヽ』為」之ヵ制スト 『~』六帥ハ六軍、是ハ式々ノニ 『~』天子ハ王ノコト

Ĕ Ę 将也、 道理也、 也 『〜』王沢トハ、天子/恩沢/コト也、 都、国ョッ大イナルハ悪シ、 タ、逆つ方也、 『~』世乱ハトハ、諸侯三軍/大将ナラハ、方佰ハ二軍/大 叛逆生ストハ、謀反ヲコル儀、 臣ハ君ヨリ大イナルハ悪シト云儀 天子/威勢ツキレ 語

血判ヲスル人モカエツテ主人ヲ誅 3 } カタムクコトナキ也、 ヒトシキトハ、徳ト威勢軍 英雄ノ心ョ取ルト衆ト好悪ョ同クトハ、 ノ両輪ノコトクト云儀、 いかれていれている。 _ 徳同クの 閑様ナレ キヲイ ハ国 上

『~』加」之二トハ、衆ト一 初ノ一行ノ文段也、」 味/コト、 権変トハ、 色々ノハカ

略

智恵アル侍、不」使、『1』以ヶ徳トク・バトハ、主人ノ徳・臣下

タマリ、 『ヿ』嫌ヲ決シ、疑ッ定ハコトナシトハ、嫌モウタカイ、 閉様ノイツワリアヤツリヲ以^{দ、} 也 マリト読也、ハカリコトト云ハ、アヤツリモシイツワリヲモスル バカリコトニナクンバ、寄」 タスル者ヲモ息ハ儀也、『\』陰謀ニアラスンハトハ、カクシタルタ 知ラレントノ儀、 ベキト云、 分別スベキ也、『~』譎奇『アラスンハトハ、譎奇ハイツワリアヤ コト也、『~』計策『アラスンハ、計策ハハカリハカル 疑モウタカイ也、 疑心アルマシキコトヲハ、ナキニ定ルコト也、 語三日、 太公房我ヵ陣ニ火ヲカケヨト申ス、是´敵ニヲモイキルト タ、アヤツリノ方、『ヿ』姦ヲ破リ冠ヲ息ルト、 民王太公ニトウコト、 此文段ハウタカウベキコトヲ、ウタカイニサ コリカタマシキ者ヲモ破コト、 敵我ヵ陣ヲ鬨ハイナントス タ、定/字 決ハアキラ ト読也、 ア

> √変化コト也、ツ」 キ行ッ肝要゚スル也、『↑』権変ヲツマヒラ○トハ、様々√権リコトトハ、徳アルテタテト云儀、〝差´^エラフト読也、『↑』主人^フカナリ、タ、善悪ヲ分別スルコト、中略^徳行ヲ〝差゛ルトハ、徳行ナリ、タ、善悪ヲ分別スルコト、中略^徳行ヲ〝キベ≒ҳ

ナリ、 トョ述ル也、『~』賢ヲ・賊ニスルトノ咎トハ、賢人ヲソロコナウコ 用ニタ、ズ、『1』敵国滅ビテ謀臣亡トハ、太公房ナトホトノハカリ サムルナリ、 リトハ、国ョヲサムルノ法度ヲクワシク知ル也、 サカルベキコト、 卒ョモ手」ワニニギル也、下略ョサトル人、盛衰ノ 源 明ラムトハ、 マリトハ、高鳥、カケトリ也、 コトスル人也トモ、 トヲ第一ノ咎トスル儀ョ下略ニハ述ル也、 五常ノコト、『乁』安危ヲ察シトハ、天下ノアヤウキコトト安全ノコ マヒラカハクワシク智コト、下略、『~』 敵
っ能
っシタカエル也、 縦、カケ鳥ヲイルホトノイテモ虚空、鳥ナケレ、弓、所 ヲトロウヘキコトヲヨク知ル也、『ヿ』治国ノノ 浮世-'敵 ○中略ヲサトル人△大将□モナリ、 大唐ニハカケ鳥ョイヲトセハ弓ョ袋ニヲ 上略ヲサトル者ハ賢人ニモ 道徳ヲノベトハ、 高鳥死テ良 弓ヲサ 士:

スル儀也、『↑』之ョ朝ニ封テトハ、朝ふ朝庭ト云ツテ大裏ノコト也、也、『↑』其威ョ奪テトハ、敵ノ威勢ョ奪テ上云儀也、『↑』其ノ権ヲ廃テハナシ、タ、敵ナケレハ、謀リコトヲモトリヲサムル栄花ノ方ナクンハ所用ナシ、爰ニテホロブルト云文段、、其身体ヲ破ルコトニ

為ニトハ、末世ノ衰微ヲカンカミテ制作スル也、

ル、者差別アルコト、

『1』成敗ヲアラワシトハ、成敗ハ、歓善誅悪

奸雄ヲワカテトハ、カタマシキ者、

勝

是、大将三ノ礼ノコト、

匠 ニスル儀也、『~』是/故三三略トハ、

智者ハ『~』古

師トスルトハ、智者、フルキ文書ヲ師

此書ヲ指テ云也、『~』衰世ノ

上略、礼儀を本たころ

四季転変ラアガリサマヲ能ラシルコト、剋角万物天地ニモル、コトナ

月星〜気〜気ヲ能〜シルコト、『〜』賢人〜地≒ノツトルトハ、賢人∽

フ功モナルマシキトノ儀、『ヽ』聖人 ^ 体 」 天 ー ト ハ、聖人 ^ 天 ノ 日

神ョ政ルヲ社稷ノマツリト云フ、

是ョカウ□ノッ時ヲ『↑』能ゥシルコ

ダラッマチへ

١,

論、アラソウ方也、

_

社稷トハ、

五穀湯

一十十月日 美人美男ナトモ沢山アル国、 三字中略シテ中刕ト云也、 タ、タカラ物ノコト也、 家ットマストハ、其国ノ人家~~富貴スルコト也、『~』美色トハ、 ラワス儀也、 『乁』カヤウノ名人ヲハ、禁中ヨリ三大臣ナトノ位ッサツクル 是ッ人臣ノ位ト云也、『~』其 『~』中 刕善*国-ハ、大唐-中花国-云国アリ、 安全つ国ニハ宝ヲ、クアツマルコト、 此国ハ弓矢ャナク安全ノ国也、『~』 珍玩■°ツラシキタマト読ム也、) 功ヲ顕ストハ、 累年ノ勤功ヲア 人衆 コ 其 是ョ ŀ

成威権 に ^、二度取ッカエサヌコソ本ナレ、『~』師ッ還シ軍ッヤムルハ、存亡ス フト云義也、 カタムケハ国モヨワクナル也、 スマシキー云義也、 ノ階ナリト云へ、 トハ、1人、君、1衆、臣一和合シテ、ツイニ不」萬コト也、 、謀リコトヲコソナスト云儀也、 『~』奪」之ョ国ョ以ァトハ、我国ョ堅固ニ持ァコソハ、他国ヲモ奪 一マタエテツイニウツタラストハ、 摂政関白トシテ功アラソイアレバ 縦工弓矢ヲ能ゥトリヲサメテモ、 之。『〕 アランシィ 者ノ謀リコトトハ、 シャ 弱スニ位ョ以テスル、 大人/少人タルハ、家ッ失フト云義 縦ハ覇者ノ 団ョモ一返ワタシタル人ニ 謀リコトマチくへ也、 摂政関白タル人、カヤウ 『o』論ヲナスハマダラ 兵具ヲブサタニ 主人位イ『~』 _ マ

> 中略勢ト _ 、社稷ヲマツリヨキ人ョタモツハ、 世主焉ヲ秘セットハ、 世間ノ主人秘事にセ 中略ヲ能ク ヨト 分別スル 儀也 中 義

下略之私之事

略畢

也、

也

肝要也、 縦、人ニアタヲナセ、、其アタ我身ニムカウ也、 天下っ『~』憂ヲノゾクトハ、天下□憂ナキハ王□心持安楽ナレ レハ、 アラス、」 ヨロコベハ、 『1』夫レ能ク天下ク『1』 危 ヲ扶クルトハ、爰ロテハ天下ト云コト 心持ヨケレハ、天下エ来ル難ッモノガルヽハ、危ッ扶クル道理 此文段、安危ノ二苦楽ノニヲ述ル也、 民モユタカ也、 天下上云所ョ天子上民に見ル也、 我ヵ身ノ悪事トナル、『\』語に日、 臣下君が敬べ君を安全也、 『〜』天子〜政ッコト正シケ 亦末にハ禍福ノニョ述ル也 亦人/身/上/悪事 危ヲ扶ルトハ、 天下、一人/天下 也 王

也

_ 心也、 沢昆虫□及トハ、『\』昆△□ムシト云字訓□テ、 賢人之三皈スルトハ、 天下ノ天下也、子ョ以テ子タラヌ、 沢民ニ及トハ、天子ノ恩沢、四夫野老マテモ通セヨト云儀也、 虫、陰気ニハカクレ、 天子」政コト正クシ、 天子民百姓『懇切ナレ、他所』賢人来』、 陽気ニハ出ル也、 聖人来ルハ、 道ョ以テ子トスルト云道理也、 陽気ニ小虫ノ出ルト同也 王ノ心持正シキハ陽気 小虫/コ 卜也 _ 王

四方、天地、ヲ合セテ六合

リトハ、賢人去レハ。衰 ョ以テスルト述ル也、 我国我ヵ国ニナラヌト云儀也、 ヲ能ク計リテ、 心、正直、方也、『~』体降スルトハ、賢ノコト、 『ヿ』賢人ハインギンヲ肝要スル也、『ヿ』人ヲ降スルニ心ヲ以テトハ、 往ヶ儀也、 微ナルトハ、賢人ナルコト也、閑様アレハ国ニ難来ハベキハシナリ、 ハアラス、タ、タノシミノ方也、 金´カネ、」 是、末ョヨリ分別スル也、 「乖 者^ 亡ルノシルシトハ、聖人国 ヲ 去 ラ^、 我国 ァ 士卒他国エ 依ヶ此文段ニハ『~』賢ヲ求ルニ徳ヲ以ァシ、『~』聖ヲイタスニ道 『〜』人ョ降スルニ体ョ以ァトハ、体ハインギンノ方也、 末ヲ能クモシラス、『ヿ』心降スルトハ、聖人ノコ 前ノ文段ノ甭尺ノ心也、『~』賢去ル則ハ国ニ微ナ で 微スル也、『~』聖去ヵ則´国ソムクトハ、 『〜』楽ヲ以テトハ、楽ハ妓楽ノ方ニテ 微ナル者、アヤウキノハシトハ、『1』 金石緑竹ナトノヤウノ楽、アラ 是ハ謀コトモ、始

石ハライ、

絲、コトナト、タクイ、

竹ハフエ尺八ナトノコト、

夕 、 楽^ガク

、忠信多ットハ、安全ラマツリコトニハ、タ、シキ臣下アリト云儀

色々、コトニ取ル也、『\』都是ヲタノシムトハ、ミヤコサト、読・ 五常ヲタ、シクスル儀也、『\』人、君タルトハ、臣下、君、ヨクヲ シムトハ、文書ヲ読ッ号令ノ書ヲタシナム也、 テ家敷ナトヲ森林ヲツクリヨクト、ノエルコト、『乁』政令ヲタノ シムトハ、業パシワサ也、 家ョタノシムトハ、 ノシム、 ノ道具ョ述ル也、 亦後生ョネガウ人、、念珠ナトヲタノシム也、 人間ハ心に依ァイロく、ノタノシミアリ、『↑』縦、 造作ナトヲコノム人、家ョタノシム方、 人、弓箭ヲタノシム人、、弓箭ノ道具ヲタ カヤウノタノシミナリ、業上云ハ 道徳ヲタノシムトハ、 『E』業ヲタノ 信心ョタノシ

ム者、久ナリト云儀、 有ットハ、佚ハ安也・云字訓アリ、 スクナシト云儀、 君トハ、我カ身ョ本ニセス、『~』無徳」君ト我身ョ本ニスル也、人ョ楽 『ヿ』其和『不」失「ハ、其君臣和合ヲウシナワヌ儀也、『ヿ』有徳ノ ヲカク也、 人ッ使ウコト也、『~』之ッ節゚スルトハ、此ッ時ト云字ハセツノ字 モワレンダボトヲモワハ、ソレく~二人ノコノムヤウニ チカキ人ヲ等閑シテ他国ヲタノム人ハ、 時」花り盆花にモレト云儀、 『ヿ』遠ヲステ、■。キヲ計ル者ハ佚"シテ終リ 『〜』近キヲステ、遠ッハカル者ハ労ッ功ナシト 終、始終サカンノ儀、 其トキ~~二随~テト云儀也 辛労計ニテ功有ルコト 一 佚い

ル義也、『~』逆ナル者、乱ョマネキトハ、自分、分別ナクシテアル

ル者、自分ヲ能ヶ分別シテ、

何ト人ニハ異見ョ云ァモ、

我身つ乱ル、コトヲハ不」知

∖順ナ

我身で安全でナル、

国『治『肝要也、『~』道『~』徳『~』仁、テ、人『モ教訓』スレハ、人』身体ヲモタス

バ法度也、

其国

ノ法度ヲ他国

一者二知ラセンタメ也、

. [] 漢,

己ョ『~』正クシテ人ヲ教ルトハ、

自分正直ニテ人ニ異見ョ云コソ順ナ

^、其国/民辛労ヲ、クシテ君ヲ」リト云儀、是^近ヲステ、遠クハカル道理也、縱^他国ヲタノム侍也、『\』労政ニヘ怨民多シトハ、辛労スル政コトニハ、ウラミ/民ア

テ、我ヵ貪ルハ身ョソコナウ、式条ニ所領」内ノ名主職ヲ横がスルト ウラムル儀ヲ、キ也、 ナクシテ、人、異見ヲ云コト、逆ノ道理也、 カナラスヤブルトハ、法度に過タルフルマイヲスレハ、 アリ、『ヿ』残滅ノ政リコトハ、身ッソコナイホロホスヤウノ政コト ツ者、ヨリ保池人ノ『ヽ』有貪ルトハ、人ノ『ヽ』有へキ分領マ リ、『〜』有ヲ有・スル者、安トハ、財ヲモ我分類ヲ分別シテタモ 『ヿ』シメリトハイタツラト読也 ヲツトムルト、、アマリ徳ヲモ多コノム人、、身イタツラニスル也 分:過テヒロクカマエル人、、ツイニハ其城ヲアラス也、 ハ、子孫迄ウレイアリ、『乁』過制ョ造作スル則ハナルトイエトモ ツイニ〜ヤブルナリ、『~』「コ゚ッステ、人ッ教ルト^、自分^分別 『〜』広地ョツトムル者ハ売スサム 中略に徳ョ、キ者、身ツマツクトア トハ、 一旦、ナレト 『〜』広徳 城 郭 ? ? ? ヲモ

> 親シシャ 也、 タラハアシ、ト云儀也、『~』夙ニヲキ、夜ニイネルハ、」 ク、インナヲ方一モナクンハ、アルヘカラストハ、 神三、三礼ヲナセト云コト也、 君 『~』義『~』礼/五/一体也ト/、 「使エス、貞女両夫ニマミエスノコト也、『~』 所上八、 『~』徳トハ、君ヶ臣下ヲ思、 『~』道、フムへキ所ファ、 神妙シコト、『~』 『~』体ス所トハ、 義ハ冝*所トハ、義リト云ハ、 フムマシキ所ョフマヌヤウニ守ル 臣下、君。敬儀也、 五常上云モ、 前/文段ニアルコト 礼、人間のヲナセ、 心一ニキワマ 此っ五ツーモカ ル 儀

コト 等ニト云儀也、 隠っ心ハ仁っハシメトハ、側隠ハカクシカクル、ト云儀、 討学 テ寅ニヲキルト云、『~』礼ノ制トハ、大将ノ礼ノ法度也、『~』 『~』礼←制←△、『~』夜子ノ時、『~』夙△寅ノ時也、将ハ子ニイ ヤウェト云儀、 ヌ者ヺコロサヌハ、アタガムクツテコロサル、ト云儀、『~』 ノ方也、『~』己ヲ得テ人ヲ得ルハ徳ノ道ナリトハ、 アタヲ報スルハ義、決也トハ、イタツラ者ヲハ、 君ノ義ョウケテ、 . 7 「ホトコスヲ令ト云ハ、 ウシナワヌヤウニト云儀也、 **〜均平/二字ハヒトシク~~ト読ム也、** 『~』其一道一化ナル所ョ不」失りハ、 臣下に物す云イ付ルヲ主命ト云也、 竹帛ハ」ハタカ札ナトノコト、 君ヨリ出ヶ臣ニ下 其道ヲヲシエル 人モ我モ徳有ル コロシアタセ タ、穏便 『] 』 令 賊~ 竹 側シ 帛 ヲ

ナレハ、 明主、近っ捨っ遠キヲトルト、、明ナル主人、、不肖ヲステ、賢人ヲ 行トハ、主命ヲ用サレハ、法度モナラヌト云儀也、『\』令不以則ハ 取ル也、『~』能功ヲ、全・シ人ヲタツトンテ下ノカヲタストハ、主人 遠方:スル不肖、世:ヲヲキ物ナレ、、チカキ道理也、『\』是ヲ以ァ 勢ヤフレル也、『~』千里:迎」賢トハ、盗人ヲ遠クスルコト、『~』 ヲ民タツトンテ、力ッ君ニヲシマ」 不肖ノイタス時、o路チノトヲシトハ、賢人ハ世ニスクナキ物ナレハ、 政リコト不正」トハ ^、政ヮヮト^君/義ヮウケテスルコソ本ナリ、『 ↑ 』命失スル則^令不」 コトヲ書々也、 、スカヌ以前ハ、 道不自由ナレハ、 道で不納也、 帛、キヌフダトヨム也、『~』ウケテ 行 ヲ政・云ト 竹)内ニ紙ニ似タル物有、是ニ法度/」 法度ナケレハ、其国不一正直ピナルコト、不正直 強盗ナト有ル心ナリ、『1』道不通則へ邪臣勝ト ヨコサマノ臣下ヲ、キト云儀、 其末ハ主人/威

也

結プトハ、

施、悪シキコトヲヒロムルコト、

善ヲ、順民ご

国々安全"シテ、アマタノヨキ人来タル儀也、『~』疏"疑心アレハ 誅、コロス、 サル也、『~』一善-^、一人/ヨキ人ヲスツレ^、アマタ/ヨキ人ト トヲザカル也、『ヿ』一悪ヲ賞スルト^、一人ノ悪シキ人ヲ賞翫スレ イタツラモヲ、ク出来スル也、『乁』善´丼´サユワイヲ得ハト ヨキ人、自然トシテ徳用アリ、『~』悪者、其 イタツラ者、我レト我ヵ身ヲコロスコト有リ、 ノ誅ョ受クルトハ、 此文段

> 疑定リ、『~』惑カエツテ国可」安トハ、疑心ハ々々ニサダマリ、 ト、還デマトワネ、、国安全ナリ、『~』一令逆則、百令失ストハ、 一本ノ札ヲ不公用イ、百本ノ制札モ物タ、ス、『1』一悪施ス則ハ百悪 其国サダカナラス、『ヿ』衆 惑 トハ、諸人万人疎縁 ニナルコ 惑コ

ルトハ 民百姓『非分ヲ云イテ、分限アル人アラハ、 物ヲ押領スル者分限アリテノコト、『\』鄙ヲ貪ハ者ノ富メルトハ、 『ヿ』連綿シテヤスキナリ、『ヿ』上ッ犯ス者ハタツトクト^、主人ノ ケレハ、民其ノ国ノ所ヨエルトハ、在所安全ノ方也、『~』安寧トハ、 バ凶民加ヨトハ、 施ストハ、ヨキコトヲハヲシエニシタカウ民ニアタエヨト云儀 ルニ平ョシテ平ョイカスト、、君ト民ノ間、 ルコトク也、『~』依ァワザワイスクワレストアリ、『~』民ヲ治な エアタヲナスコトハ、天道ニサカウ義也、『~』讐ヲシテ讐ョヲサム テ怨ヲヲサムルト、、縦、主人、逆心ヲシテ国ヲハウワレテ、 怨。ナシトハ、其国ニ『ヿ』怨敵ナシト云コト也、『ヿ』怨ヲシ 縦、アタヲナス人、、亦タアタヲナセ、、火エアブラヲカケ 凶民、ヲシエニ不」順民也、 タカイニ平等ニアリテ清ヨ 其君聖王 是ッヲハ罰セヨト云儀 亦其国 悪

トノコト、『1』節義ノ士ヲハ威刑ヲ以テトハ、 清白っ士ヲ爵、『ヘ』禄ハタカラ、『へ』清白っ士トハ、周ゥ白夷ナ ナリトモ、 国ョヲサマラスト云義也、 次ノ文段、本経ノ分也 節義士ト、伊尹ナト

代三、名ョカクシテ深山三引籠り、

道ヲモヲコナワス居テ、

聖王ノ代ニハ

カナエ

殊二絶タル謀ョスルコト、『~』其道高シテ名ヲ後世ニア

大臣ナト

ノ位ノコト也、

_

徳己合トハ、

賢人ヲノレカ心ニ何事モ

^テ奉公スル也、

『一』時至テトハ、

明王ノ時ニハ出ルコト、

人臣二三

本公ナト,ヤウッ人、清白モ節義*同前也、是、威勢・刑罰計リニテハ太公ナト,ヤウッ人、清白モ節義*同前也、是、威勢・刑罰計リニテハ太公ナト,ヤウゥ人、清白モ節義*同前也、是、威勢・刑罰計リニテハ太公ナト,ヤウゥ人、清白モ節義*同前也、是、威勢・刑罰計リニテハ太公ナト,ヤウゥ人、清白モ節義*同前也、是、威勢・刑罰計リニテハ太公ナト,ヤウゥ人、清白モ節義*同前也、是、威勢・刑罰計リニテハ太公ナト,ヤウゥ人、清白モ節義*同前也、是、威勢・刑罰計リニテハ太公ナト,ヤウゥ人、清白モ節義*同前也、是、威勢・刑罰計リニテハ太公ナト,ヤウゥ人、清白モ節義*同前也、是、威勢・刑罰計リニテハ太公ナト,ヤウゥ人、清白モ節義*同前也、是、威勢・刑罰計リニテハ太公ナト,ヤウゥ人、清白モ節義*同前也、是、威勢・刑罰計リニテハ太公ナト,ヤウッ人、清白モ節義*同前也、是、威勢・刑罰計リニテハ大公ナト,ヤウッ人、清白モ節義*同前也、是、威勢・刑罰計リニテハ大公ナト,ヤウッ人、清白モ節義*同前也、是、威勢・刑罰計リニテハ大公ナト,ヤウッ人、清白モ節義*同前也、是、威勢・刑罰計リニテハ大公ナト,ヤウット、

機テハ、 ヲモイ付ヘキカヲシルコト、『ヽ』窮ストイエトモ、 国「乱邦」ハ『~』不」居、 国一云コト、『~』乱邦ハヲヤヲコロシ、子ヲコロス国也、 テモト云儀、 『乁』貧トイエトモト′、是モ不如意′コト也、 」去就節トハ、 アヤツリトモ、 亡国」位ニヲラストハ、『ヿ』亡国ハ随意ナル国也、 去、サル、就トハツクナリ、我は民サルヘキカ、 クル、トモ読也、審 名ョカクシ道ョイタクトハ **\乱邦トハ、ミタレ** ハコマカノコト、 何一不如意シ 賢人、悪王 賢人、亡

グルトハ、君子安全ノコト也、『\』聖王ノツワ者ヲ用ルハ、我身計ヲ

タノシムニア」

アル、」 儀也、 ٢, ラス、『~』暴ョ誅シトハ、 ′悪」之ット ′、不祥侍 ′天道 ′□証 ゚カナワザル儀也、『~』人 ′道 也、『~』夫レ兵者不祥ノ器 立タル人ヲ、ウシロヨリヲシタヲスニ似タリ、『ヽ』優遊ト^、タチ 火エ、大海ョサクツテカケルカコトシ、『~』 燋火ハイルリッ火 フコ タル、国ョウテト云儀也、 ナシトアリ、『~』暴臣、秦ラ始皇フコト也、 『1』人/物ッヤブランコトヲ重ンスルト^、将臣下ニ物ッヲシムコト 『〜』恬淡ハシツカト読也、 ト、マルト読、 『一』不測トハ渕ノコト也、 不祥トハ、ツマヒラカナラストヨミテ、アシキコト也 シツカナル形也、 義ョ以ェ不義ナル国ヲウツハ、 『〜』不」進トハ、 義ョ以京不義ノ国ヲウツハ、 暴バイタツラ也、 ナリ、ソノヤウッ将ハ、不祥ノ器ト云 タトへハ水ッナガレザル体也 『~』乱レヲ討ットハ、 弓矢ョ不い進コト也 朗詠 「暴臣衰す 縦バイルリノ 渕ノハタニ 唐紫 狼

ナリ、『~』豪傑 理"タカツテウシナウ也、 魚水ニアルニタトエタリ、 君子タル人二、世間ヲヨクツ、シミテ、 ナツテ死スル也、 職 侍、義理、 ヲ乗ルトハ、 『〜』君子灬常ニヲソレテ道ヲ不」失ト灬、 魚 /家ニ生シテ、 、水ヨリ生レテ、 豪ハイタツラ、楽ハスクル、也 道ニタガワヌヤウニ心ョモツ 身命ヲウシナウコトハ 又死スルハ水ョウシ

スクレタルイタツラモノ国ツカサヲ持ヲ、、国ノ威勢モツキル也、『ヘ』殺生『ヘ』豪傑ニアルトハ、コロスコトモ、イケルコトモ、君子ノマル、トハ、イタツラ者、カウベヲウナタレテ物ヲイワヌハ、長久ナル、トハ、 20 教生 君ニトハ、コロスコトモ、イケルコトモ、君子ノマカセナルコソ肝要也、但。賢君、デナクンハ不」可」な、是、賢君ノコカセナルコソ肝要也、但。賢君、デナクンハ不」可」な、是、賢君ノコカセナルコソ肝要也、但。賢君、デナクンハ不」可」な、是、賢君ノコトモ、イケルコトモ、君子ノマル、『ヘ』四民虚ヲ用ルトハ、コロスコトモ、民虚」といる。

百人恐怖ヲ付ハーヘ民国ニ居ズ、『乁』一ヲ去テ百ヲ利スルトー、一人ァル、コト、『乁』一ヲ利シ百ッ害スルトー、一人ノ悪シキ人ヲ利ニシテ、ノコトクシテヨシ、美名アラワル、トー、主人ノ名イツクシクアラワノコトクシテヨシ、美名アラウル也、『乁』君子≦賢ヲ進ムコトハ、矢

悪シキヲ捨ァ、百人ニ利ョ付ヨトノ儀也、

余、本経ニテスム也、

レハ、国ニタクワエナキト云儀、

タクワエハ民ヨリ出』也、

四民シ

ケル足/キビ」

且摂政ヲ持ツ、我カ舎弟、管 叔・蔡叔トテ二人有『、是イタツラえ"、何キズト申セ、、ソ、ト申ヤウ、夫人』のサナリト申、太子サ見。、何キズト申セ、、ソ、ト申ヤウ、夫人』のサナリト申、太子サスヲスコシキリテ、シスルコトモナシ、成人シテ我カ足』キビスヲスヲスコシキリテ、シスルコトモナシ、成人シテ我カ足」キビスヲ

『:』黄石公。上中下私畢、

(朱方印

者也トテ、是ヲ周公且殺ス也

慶長第十玖載甲寅弥生下旬、書之、堯胤廿八載、哀哉、々々、

爰獬翰不憚当用之間、類顕蟆調乱而巳、

六韜序

賢人トトヒキタテスシテ、

結句賢人ノ物云コトヲ、アシクトリナス

賢人ヲ」

郡

注

亦豈と

著アラワシシルサ 三十三家、蔵が其書っ於、四庫に者、凡、六十四部失いを姓名っ而、 者一三十五家、 不」知以其幾か云コトョ也、 足いり為いに王者ノ師ト、奚ヲ以テ多コトヲ為哉ナ、 孫子・呉子・司馬法尉・繚子・三略・六韜、 - 者、 不、与、焉、 其フ后任宏論次シテ、 漢ノ初に有引一百八十二家、 可」謂、 繁ニシテ且ツ雑ナリ矣、地上ノ一編 分言其書き、 大宋門対兵家之書 為四書一、 刪三取ヶ要ヲ用 唐 不 =ル 有

テ鑑き観ルニ焉ヲ、 平昔所い著ハス七書ノ講義ヲ於学舎ノ間よ、 載り ル儒者十一而、 朝廷武挙之料、 呵 又別行吏伝ア為小之参証ア、古人成敗之迹下奇正ノ之用、 取 高弟、 流山談スニ兵家ノ事ラ、 惟用ぶ七書ラ、 雖」日川上兵ハ不い可川易ヶ言フ、若川ハ施カ之於ケルカ用ル 為は孫呉ノ之学で者が、多ヶ宗が師は之で、 以テ取」士ヲ亦タ此ノ意耶、 年、少々シテ而好が右ノ岸に、不ジテ数 観ぶに其議論で、 施公子美為 令得:,其, 出」自言胸 皆得テ以

ラ江伯虎序、 不スニ知ら合いコト変ョ也、 於」是に、鋟ユリテ木に、以広は其伝に、 闰

(朱方印

1 州の兵法書の性格とその受容形態」(『愛知学院大学文学部紀要』四 文化の歴史学9 学芸と文芸』、竹林舎、 拙 戦国期における兵法書の伝授と密教僧・ 二〇一六年)、 修験者」(『生活と 「中世後期南九

> 化』三四、二〇一九年)。 八、二〇一九年)、 ―翻刻と紹介―」(『愛知学院大学人間文化研究所紀要 「戦国期島津氏の兵法書 『刑罰治国慮理撫民武用 人間文

(『斯道文庫論集』八、一九六九年) 阿部隆一「三略源流考 附三略校勘記・擬定黄石公記佚文集」

2

3

7

- お、 僧筆なる事を推測し得」とあって僧の筆と推測されている(弘文荘 公三略私抄 慶長十九年古写本」とある。そして、 一九三七年)。 (蔵カ)」がある。 五旦、 | 第一○号には本書の写真と解題があり、「書は癖多き字にて一見 反町弘文荘を介して購入されたものだった。『弘文荘待賈古書 昭和33・3」 表紙裏には青インクの印記の蔵書印 『防衛大学校貴重書目録』 「有馬成甫様」宛て「反町茂雄」の受領書(はがき) また、帙は藍染めの布地で装丁し、 があり、 裏表紙裏には朱印の蔵書印 (防衛大学校、 「防衛大学校図書館3386 一九九四年) 昭和十一年十二月 貼題簽に 「有馬氏珍□ 一〇頁。 があ な
- 二九頁)。「宥信」については真言僧では宥快の弟子の宥信、 第三九巻) 寺宥範弟子の宥信 「堯胤」には、 があるが、 天台座主堯胤が享禄三年没(『系図纂要』第一・五 (『野沢血脈集』四〇一・四〇四頁、 前者は応永二三年没で時期があわない。 『真言宗全書』
- 5 岡田脩 『六韜・三略』 (明徳出版社、 一九七九年)
- 6 利ハ公家トナル、是廿氏也、婆ラ門ハ武家トナリ、是八十氏也」と天 ニナレトモ、 心得ろ」と言って 仏教を背景とする解釈の例をみると、 「縦ハ天竺ニ刹利 供水ニナリテハ嶺谷ヲモ押クヅス義也」、 「水ハ方円 波羅門 ノ器ニ随フ道理ニアリテ何トモ人ノマ、 毘沙 首陀トテ四人ノ太子アリ (9) の注釈に「柔は水と 、また公家・武

竺での婆羅門以下の用語で注釈している。

- 木博・解説、臨川書店、一九八一年) (7) 『三略捷抄 京都大学蔵 京都大学国語国文資料叢書二十四』(鈴
- の注釈部分)と校訂の注記がある部分も同様である。(8)「心ヲトチテ居」(四の注釈部分)、また「咎ナキ人迄イカス」(8)
- (9)『三略』の底本、また注釈書の本文との関係は今後の検討としたい。

10

平岡武雄『全釈漢文大系

第一巻

論語』(集英社、一九八〇年)

- 「六韜・頁」と記す。 「六韜・三」と記す。 「六韜・百」と記す。
- (12) その内容は、①(3)の注釈に「語ニ日、『\』聖人ハ能ク物トに、②の方代である。
- たいて平) (13) 佐藤進一・池内義資編『中世法制史料集』第一巻(岩波書店、一)
- 学大系73、岩波書店、一九六五年)一八六頁。 学大系73、岩波書店、一九六五年)一八六頁。
- (15) 小柳司気太校訂『管子』(漢文大系第二一巻、冨山房、一九一六

- 章』】、日本学研究叢書4、台湾大学出版中心、二〇一二年)。 と『徒然容』(『日本中世文学における儒釈道典籍の受容 『沙石集』と『徒然容』(『日本中世文学における儒釈道典籍の受容 『沙石集』と『徒然容』の受たことを指摘していることを確認し、『論語義疏』などが読まれてい ・ 曹景恵は、『徒然草』の本文を検討し『老子』の注釈書『老子河
- (17) 韋提希夫人・太子・仙人の単語から『仏説観無量寿経』で説かれ(17) 韋提希夫人・太子・仙人の単語から『仏説観無量寿経』で説かれ
- (18)『公卿補任』第三篇(国史大系、吉川弘文館、一九八二年

「付記」本稿は、日本学術振興会科学研究費「中世日本における兵法書では、日本学術振興会科学研究費・一世日本における兵法書で、感謝申し上げる。